

〔博士論文要旨〕

日本の経済発展と技術普及

I 論文の意図と構成

本論文の背後には、日本の経済発展ないしその工業化は、技術的發展によって大きく促進されたという基本的な認識が存在している。とりわけそれは、中国やインドなど他のアジア諸国のいわゆる「西欧の衝撃」来の経済発展と比較するとき、その感を強く抱かざるをえない。しかもそれは単に欧米諸国から成功裡に導入された近代技術の定着や改良の問題だけにとどまらず、それらの影響下で在来産業部門における技術もまた飛躍的な発展を遂げたところに、日本経済の発展の大きな特色が存在するといつてよい。

したがって今そうした日本経済の特質を最も端的に把握すべく、本論文では在来産業部門を中心とする新しい技術や改良技術の普及伝播の問題をとりあげ、そこに見られる他の諸国とは異なる経済発展の成功要因を通して、日本経済の発展の本質が

清 川 雪 彦

どこに求められうるのかを考へてみることに、究極的には企図されている。

なぜならば日本の技術普及の速度は、比類なきほど急速であったばかりでなく、普及伝播の問題には、類似技術の競争的開発や技術の適応化問題、あるいは普及速度の決定要因としての市場の競争度や発達度、さらには様々な制度的普及促進機関の機能やそれらの背後にある企業家精神や、また模倣に対する社会意識等々、種々の社会経済的側面の諸問題が、広くかかわって来ざるをえないからである。

これまで技術普及の問題は、経済学ではグリリカスやマンズフィールドなどの仕事を中心に、収益性(profitability)ないし新旧技術間の生産性格差の問題を、普及促進の最も主要な要因として、実証的にも様々な角度から検討が加えられてきた。しかし日本の経験を顧みるとき、必ずしも普及の開始やその速度は、収益性の最もよき函数であるとはいえない。面が強い。な

せならばきわめて多くの場合、新しい技術革新は種々の価格体系の下でも既存技術の生産性を完全にドミネートすることが多く、それゆえ旧来の技術に固執する必要性はほとんどなく、その新技術に関する詳しい情報や知識が得られ次第、あるいはまた具体的導入ルートが確立・開示され次第、普及を開始するといつてよい。したがってその普及速度もまた、収益性の増加函数というよりは、普及促進機関や制度の有効性や指導力に、あるいはローカルな技術供給市場の競争状態などに大きく支配されることが多いといえよう。

つまりその意味でも我々は、一つには需要主導型の普及現象だけでなく、供給主導型の普及モデルをも視野に入れること、また二つには、経済主体の背後で普及促進機能を果たした制度や組織の問題をも陽表的に考察の対象に組み入れることなどが、日本の経験を分析する際、必要不可欠な視点となってくると考へる。

そこで序章では、そうした特質を整理するための若干の仮説ないし視点が提示されている。まずその一つは、需要主導型の普及と供給主導型のそれとを総合的に理解するための「情報量格差仮説」である。すなわち新技術の需要者と供給者がそれぞれ有する技術情報量には一般に格差が存在し、例えば後者の情報量が相対的に著しく大きいときには、普及は前者の情報量の拡大とともに、すなわち需要依存（主導）型の普及が進展し、また両者の格差があまり大きくない場合には、供給者間の競争ないし情報量の拡大によって供給主導（推進）型の普及が展開するものと理解されている。つまり本論文の各章で扱われている

る技術普及の事例に対する理解は、いずれもこうした視点に基づくものであるといつてよい。

次いで普及現象への理解をさらに補足するための三つの補助仮説が、簡単に言及されている。その第一は、とりわけ在来産業部門において技術普及のもつ意義の大きいことを理解するための「技術格差仮説」である。言い換えれば在来産業部門の技術的発展は、技術の適応化と普及に大きく依存していることが、技術格差の観点から理解されうるのである。

また第二は、「巻き返し仮説」と呼ばれる同系統技術革新の異時点間普及現象に伴う異なった地域間のシーソーゲーム的キヤッチアップ現象である。これは真に動学的な意味で十分競争的な市場が背後に存在する場合に観察されうる事象であるといつてよい。したがってその存在の確認は、技術の供給市場の問題などを含めた広範な企業家精神の存在や、地域間の真に競争的な市場の存在などに関する検証材料ともなりうるものと判断されよう。

第三の仮説は、制度や組織自体の普及は、商品や技術などの場合に比べ、どのような特徴を持ち、且つまた相対的位置を占めているのかという点に関する「価値中立仮説」である。これは本来、異なった文化や社会から制度などが移転された場合に適用される仮説であるが、同時に普及現象と社会構造あるいは普及と社会的価値規範などの関係にも、問題の眼を向けさせる意義を有している。さらには技術普及を促進するうえで、制度や組織が果たしうる役割や機能についての含意をも有していると判断される。

本論文はこうした若干の仮説ないし視点に基づき、技術普及という共通の現象を通して、日本経済の発展の意義や性格を検討しようというものである。それは以下のような章構成によってなされている。

序章 「下からの工業化」と技術普及の意義

第1章 技術普及の理論と分析——展望——

第I部 農業技術の普及

第2章 農業技術の発展とその普及——概観——

第3章 農業遺伝技術の応用と普及——蚕の一代交雑種の場合——

第II部 工業技術の普及

第4章 在来製糸技術の普及——多条繰糸機の場合——

第5章 近代織布技術の適応化と普及——力織機技術の日本の展開——

第III部 経済組織・制度の普及と普及促進の背後要因

第6章 近代工場制度の導入と普及——富岡製糸場の事例を中心に——

第7章 技術情報の普及と伝播と市場の形成——博覧会・共進会の意義——

第8章 技術の改良・普及と競争志向的企業家精神

終章 技術普及——日本の経験とその含意——

すなわち第I部では主に農業技術の、また第II部では工業技

術の普及と伝播の問題が扱われている。これは最初の仮説との関連でいえば、いわゆる「試験場技術」などの代表的な農業技術革新の普及にあっては、通常需要主導型の普及が、また多くの工業技術の普及に際しては、供給主導型の普及と現象が観察されることと関連している。なお第III部では、工場制度自体の普及問題や普及促進機関の果たした具体的な役割や意義、あるいはそれらの背後に存在した企業家精神の問題などが扱われている。以下各章毎に、ごく簡単に結論を要約しておく。

II 各章の要旨

第1章では、まず技術普及の理論と実証分析に関するこれまでの研究の展望が行われている。そこでの特色の一つとしては、学際的な視点を導入し、経済学以外の分野での技術普及の概念をも広義の「距離」概念に基づいて再整理し、かつその主要関心領域から少しでも経済学への示唆をもひき出そうとしているところにある。それは他方で、普及という経済事象が、均衡分析中心の経済理論にあっては、なぜ十分に分析しえないのかという問題を同時に確認する作業でもある。それゆえそれとも関連して二つには、実証分析に基づく事実発見的な (Heinrich) 原点へ立ち戻り、普及に関する基礎概念の整理を行うことから、改めて普及という経済現象の基本を幅広く捉えようとしていることである。

その結果ここでは、いわゆる普及曲線なるS字型曲線は、需給曲線のシフトに伴う均衡点の軌跡として理解されている。その場合シフトの幅や速度を決定づけるものは、「情報量格差仮

説」に基づく需要者ないし供給者の技術情報の量的拡大の速度ならびにその通時的変化に他ならないと考えられている。それは基本的に、需給者間の技術情報保有の非対称性（格差）に基づくものであり、その大小によって普及は需要主導型ないし供給主導型のそれに分けられることが示されている。それゆえここでは、技術教育の進展や普及促進機関や制度による促進等々もまた、需給曲線のシフト幅（速度）を決定するものとして、陽表的に分析に組み入れられる結果となっている。なお経験的観察事実としてのS字型曲線の普遍性は、時間の観点から個々の経済主体の意志決定の時間差の分布としても、プロビット分析等により斉合的に把握されうることが同様に指摘されている。そしてこうした枠組みに基づき、多くの普及に関する事例分析は、それぞれ農業技術や工業技術あるいは制度的な普及促進要因としての性格づけや位置づけが与えられ整理されている。とりわけ日本の経験に関する分析は、出来るだけ幅広く渉猟し、かつ第2章以下の分析との関連づけや普及現象全般に対する展望のなかでの位置づけなどが与えられるべく努力が払われている。

第2章では、農業部門の発展に最も大きく寄与したといわれる三つの技術革新の普及問題が概観されている。すなわちそれは、稲の人工交配種と不越年性夏秋蚕ならびに動力用農機具の発達普及問題であり、前二者はいわゆる「試験場技術」の代表格と考えられ、需要主導型の普及をたどったと解される。それに対し動力用農機具は、機械器具産業の発達とも密接な関連をもつ工業技術の一部と見なされ、典型的な供給主導型普及の

一つであったといえよう。本章ではそれらの点を確認すべく、まずは技術革新の性格が吟味され、次いで需要者と供給者がそれぞれ有していたと想定される技術情報の量が検討されている。なおいづれも成功裡に急速な普及伝播を遂げたわけであるが、その普及過程にあつて特に注目されるべき点が、二点指摘される。まずその一つは、「試験場技術」の時代に先立つ「老農技術」や「種屋技術」の時代に典型的にみられたごとく、民間側の著しく活発な品種改良活動である。そこに我々は、非常に幅広く存在した活発な企業家精神の一端を認めると同時に、高度な「試験場技術」に対しても、比較的短時日のうちに理解を深めてゆく広範な素地を認めうるのである。また二つには、大規模な開発や改良などに直接関与しなかった農機具の場合でも、試験場は機種と比較試験を行ったり、巡回展示会を開くなど、共進会活動などと相俟つて活発な普及促進活動に大きく貢献していたことが指摘されねばならないのである。

第3章では、養蚕製種業における蚕の近代的交雑種の普及問題がとり扱われている。近代的遺伝学の厳密な原理に則った蚕の一代交雑種の開発が、一九一〇年頃には早くも軌道に乗り、直ちにその普及配布体制の準備に入ったといつてよい。国際的経験に照らしても刮目すべき事実であつたといつてよい。しかもその普及が、わずか十年前後では完了しえたことは驚異的ともいえ、一体如何なる理由によりそのようなことが、日本の蚕糸業では可能であつたのかを明らかにすることが本章の課題である。

その結果確認された事実は、非常に早い時期から各種の掛合

わせをも含めた蚕品種改良の強い伝統が存在していたことに加え、全国的な試験場網による蚕種の供給体制が末端まで確立していたことが、まず挙げられよう。さらにそうした制度的前提のもとで、大製糸会社による特約取引導入の効果や技術教育や養蚕教師などによる啓蒙普及効果などの促進作用が大きかったことが、統計的にも有意に把握されている。また総じていえば、農会や同業組合などの情報ルートに支えられた養蚕農家や製糸工場側が、市場条件の変化に敏感に反応しつつ積極的の一代交雑種の導入を図った需要主導型の急速な普及であったと結論づけられよう。

第II部の第4章では、工業技術の代表的技術革新の一つとして多条線糸技術の普及経験が分析されている。多条線糸技術の理念は比較的早くから存在したものの、それがイノベーションとして結実するには、一九二〇年代のレーヨン工業の発展に伴う生糸需要の「高格糸化の時代」を迎えるまで待たねばならなかった。しかし高品質の生糸に対する需要が急速に拡大するにつれ、緩速度低温立線式という画期的多条線糸機の理念は、俄然脚光を浴び、御法川式をはじめとする各種多条線糸機の実用化が、たちまちにして進展した。

とりわけその普及に大きく貢献したのは、大製糸会社による先導的ショーウィンドー効果であったが、さらにその背後にあってそれを可能ならしめたものは、全国各地における類似(模倣)技術の競争的開発であったということも、決して看過されてはならない。また需要側においても、東日本対西日本の、あ

るいは新蚕地对古蚕地のエミュレーション効果が認められるなど、十分競争的であったということが指摘されて然るべきであろう。

第5章では、力織機技術の普及について論じられている。一九二〇年代中頃から、全国の織物産地では着実に再編過程が進行したが、それは主に零細機業における力織機の導入に帰するところが大きかった。すなわち二〇年代ともなると、中小の機業でも積極的に力織機を採用するようになる。しかしその力織機は、国産の低廉な小幅力織機が中心であり、その素材も初期には木鉄混製のものが主流であった。

こうした国産力織機は、綿織物用の豊田式などごく少数を除けば、ほとんどの織機は、各産地毎に異なる織物の特性に合ったものが、各地の中小織機メーカーによってそれぞれ供給されていたといつてよい。とりわけそれは絹織物用力織機についてあてはまり、その供給の実態は共進会などにおける情報によっても確認されよう(第7章も参照)。また普及に際しての需要面での促進作用は、各地における織物同業組合の存在が著しく大きかったことが、個別の史実に基づき論証されている。

第III部の第6章では、まず制度や組織自体の普及事例として、近代工場制度の導入・普及の問題が、製糸業の場合に即して検討されている。そこで最も重要なことは、一九一〇年頃までに、日本的な労務管理システムの成立とともに、制御システムとしての工場組織形態の普及が完了していることである。それは同時に導入された器械製糸技術の普及と傳播に比べれば遅く、

しかし七曜制という欧米文化を反映した社会制度の普及に比せば早かったという事実には他ならない。そこに我々は、「価値中立仮説」が明瞭に成立していることを認めようのである。

なお官宮富岡製糸場は、こうした近代の生産組織たる工場制度普及の原点であったばかりでなく、製糸教婦の養成等々を通じて伝習センターとしての機能をも果たし、十二分にその歴史的使命を完遂したというのが、我々の評価である。

第7章にあっては、普及促進機関としての博覧会・共進会の機能ならびに意義が吟味検討されている。今日でこそその意義は忘れられているものの、明治期来、博覧会や共進会・品評会などが新技術の普及・紹介に果たした役割は絶大であったといつてよい。その機能は、出品物の審査・評価・擬賞を行う評価機能と、展示や表演などを通して観覧者・出品者相互間に技術情報を普及伝播する公示効果（公告機能と広告効果）の二つに分けられよう。前者には競争を促し、品質の向上や生産方法の改善を促進する効果が、また後者には市場の形成・拡大や価格の平準化効果が在ったことが知られている。

明治期だけでも博覧会や共進会の開催は夥しい数にのぼったが、その開催者は初期の政府主導型から、次第に地方自治体ならびに民間の主権へと移行し、とりわけ同業組合や農会など民間団体によるものが、きわめて活発に開かれたことは注目し直しよう。こうした博覧会や共進会による技術情報の普及・拡散効果の意義を、もし緑綬・藍綬褒章受章者数という形で評価するならば、それは特許発明関連の活動が有していた意義よりはるかに大きかったことが論証されている。

第8章では、在来産業部門における技術的開発ならびにその背後に存在した企業家精神の特質について検討が加えられている。ここでの企業家精神は、革新の概念をやや広義に解し、模倣的活動をも積極的を含めた技術革新者達の行動が対象とされており、それは特に普及問題を考える際に妥当性を持つ。その結果それを示す指標の一つとして、特許実用新案のデータがとりあげられ、個々の技術革新に即して具体的な吟味が行われている。

今そこから明らかになることは、一つに、こうした意味での企業家精神は、非常に幅広く全国的に存在（とりわけ輸入技術に比し在来技術の革新の場合）していたこと。また二つには、競争的開発の一つの結果として技術革新にもピーク現象が存在し、それがS字型普及曲線を形づくっていたこと。さらに三つには、個々の企業家の開発動機等を調べれば、それらは決してナショナルリズムなどに基づくものではなく、むしろ（地域）市場への適応化を組み込んだ競争志向的な革新活動であったことなどが知られよう。

最後に終章では、これら各章で得られた分析結果を改めて総合的視点からまとめ直したうえ、そこからもう一度日本経済の発展の特質を問い返している。すなわちその結果結論的にいえることは、まず近代部門の華々しさの陰で国民所得の大部分を占めていた在来産業部門にあってもまた、技術革新はきわめて活発であり、且つまた著しく競争的な市場を擁していたことである。しかも非常に迅速であった技術普及の背後では、市場活

動を補完促進する社会経済的な制度や組織がよく発達し、普及活動そのものを大きく支えていたことが知られる。

加えて同質性の高い社会構造は、比較的柔軟な価値意識を擁し、海外からの技術や制度、文化などの移値に対しても積極的に反応しえたこともある。なおそうした同質性や柔軟性の創出には、幅広い教育の急速な発達もまた必要不可欠であったことが看過されまい。今こうした日本経済の特質を念頭におくとき、今日の各途上国では一体何が最も必要とされているのかを、我々は如実に知ることが出来るのである。

〔博士論文審査要旨〕

日本の経済発展と技術普及

審査員 南 亮 進

尾高煌之助

後藤 晃

1 はじめに

日本の経済発展ないし工業化に大きく貢献した急速な技術発展は、いかにして可能であったのであろうか。清川氏は、欧米諸国から導入された近代技術の定着や改良のみならず、それら

の影響下で在来産業における技術も飛躍的に発展したところに、その要因を求めている。本書では代表的な在来産業が取り上げられ、その技術がいかにして普及伝播していったかが分析される。

本書は、序章・第1章・終章を別とすると、3部から構成される。第1部は農業技術、第2部は工業技術を取り扱い、第3部は経済組織・制度について論じたものである。

序章 「下からの工業化」と技術普及の意義

第1章 技術普及の理論と分析——展望——

第1部 農業技術の普及

第2章 農業技術の発展と普及——概観——

第3章 農業遺伝技術の応用と普及——蚕の一代交雑種の場合——

第II部

工業技術の普及

第4章 在来製糸技術の普及——多条線糸機の場合——

第5章 近代織布技術の適応化と普及——力織機技術の日本的展開——

第III部

経済組織・制度の普及と普及促進の背後要因

第6章 近代工場制度の導入と普及——富岡製糸場の事例を中心に——

第7章

近代情報の普及と伝播と市場の形成——博覧会・共進会の意義——

第8章

技術の改良・普及と競争志向的企業家精神

終章 技術普及——日本の経験とその含意——

2 各章の要旨

序章では、本書の目的と内容が簡潔に要約されている。

第1章では、技術普及に関するこれまでの内外の研究の展望が行われ、本書の分析の舞台が設定される。ここでは経済学のみならず、社会学・政治学・経営学における研究が展望されることに特徴がある。これは、技術普及の理解のためには、広義の「距離」概念が重要であり、また、社会的・制度的側面の理解が必要であるという著者の信念を反映している。経済学における研究については、伝統的な均衡概念に基づくアプローチが批判されるとともに、普及の分析に広く用いられていたS字型の普及曲線の理論的背景が検討される。次いで日本における農業技術、工業技術の普及、およびそれを支えた制度・組織についての研究が展望される。

第2章では、日本農業の発展史上有名な三つの技術の普及が取り上げられる。それは稲の人工交配種、不越年性夏秋蚕、および動力農機具である。ここでは農業試験場が果たした役割が強調される。農業試験場は人工交配種、不越年性夏秋蚕などの新品種を開発しその普及に努め、動力農機具の開発には直接関与しなかったものの、機種と比較実験や巡回展示会の開催などを通じて、その普及に大きく貢献したのである。しかしこれら三つの新技術があれば急速に普及したのは、技術の供給者（試験場と農機具工業）の活動に敏感に反応した民間の「企業家精神」によるものであった。例えば試験場品種の普及についていえば、その時代に先立つ「老農技術」の時代に見られた

品種改良運動の経験と伝統のお陰であった。

第3章では、蚕の近代的交雑種の普及が分析される。近代的遺伝学の厳密な理論に則った一代交雑種の開発が、一九一〇年頃に早くも軌道に乗り、直ちにその普及配布体制に入ったということは、国際的経験に照らしても注目すべき事実であった。

その要因として、全国的な試験所網による蚕種の供給体制が末端まで確立していたことに加え、非常に早い時期から各種の掛け合わせを含めた蚕品種改良の強い伝統が存在していたことがあげられる。このような制度的前提のもとで、大製糸会社による技術教育や養蚕教師などによる啓蒙普及が、初めて効果をあげることができたといえるが、著者はこのことをプロビット分析の手法を使って論証している。

第4章では、多条繰糸機の府県別の導入・普及過程とその要因についての分析が行われる。ここでは、レーヨン工業の発展による高品質生糸の需要増、熟練工の不足という理由から、高品質生糸を効率的に生産する多条繰糸機への強い需要があったことが指摘される。さらに、御法川式などによる機械の開発について述べられた後、プロビット分析により、各府県への多条繰糸機の普及の決定要因が検討される。ここでは三大製糸会社の果たした先導的シ・ウウインドウ効果と並んで、全国各地における類似（模倣）技術の競争的開発の意義が強調されている。さらに続いて普及の速度についての分析に入り、西日本での東日本に比べての早い普及は、それなりの経済的、歴史的背景があることが指摘される。

第5章では、力織機の手織機に対する優位性が説明され、安

価な小幅力織機が開発されたことの意義が強調される。次いで力織機の普及の進展が、主成分分析により府県別に分析される。ここでは、力織機(特に絹織用力織機)の生産は特定の業者に集中せず、各産地毎に異なる織物に見合った機械が開発され普及したことが指摘される。また組合が品質の維持、規格の設定などにおいて、大きな役割を果たしたことも個別の史実を基に論証されている。

第6章では、近代的工場制度の導入・普及が製糸業に即して検討される。ここでは、日本的労務管理体制を含む生産制御システムの普及が一九一〇年頃までには完成していたこと、そして富岡製糸場は工場制度の普及に著しい貢献をしたことが結論される。(これらはいずれも著者独自の指摘であるが、特に第二点は通説とは著しく異なって興味深い)。著者によれば、工場制度の普及は、器械製糸技術のそれに比べれば遅かったが、しかし、一般的社会制度に比べれば相対的に早い速度で進行したのであって、この事實は、日本における技術普及の「価値中立」性を示すものにはかならない。

第7章では、博覧会・共進会の意義が分析される。ここでは博覧会・共進会が、技術普及促進機関として発明・特許関連の制度にもまして重要な意義を持ったことが強調される。すなわち、これらの機会における展示・実演は技術情報の伝播に力があつたし、出品物の審査・評価が実施されたことは競争を促進した。そして競争は品質向上と生産方法の改善とをもたらし、情報伝達は市場の形成と拡大(したがって価格の平準化)とに役立ったのである。

第8章では、在来産業部門における企業者活動が分析される。ここでは、特許実用新案のデータを利用することにより、模倣・改良を含む広義の革新が全国的規模で存在したこと、さらに技術革新はS字型曲線を辿って普及し、ピーク現象を呈する傾向があつたことが示されている。

3 評価

(1)この書の著しい特徴ならびに貢献は、なんとと言ってもその手堅い実証分析にある。著者は、まず歴史的事実とあわせて経済理論をくまなく渉獵・吟味したうえで反証可能な(credible)仮説を設定し、次いでこれらを、現代統計学が教える最適な解析手法を用いて分析し、データの弱点や限界を考慮しつつ、是否を明らかにする。このプロセスに示された著者の分析手法は、社会科学における実証研究の手法とするに足る緊密な構成と充実した内容を持つ。

(2)技術普及の制度的・組織的背景を実証的に分析した著者の試みは、数量的分析が困難とされる対象に対する果敢な挑戦として高く評価される。斬新な試みだけでなく、制度・組織の分析の方法については、今後いっそうの展開が期待される。

(3)全書を通じて、著者は、日本の技術普及が「競争的」な雰囲気なかで進んだことを強調している。もちろんここにはいわゆる日本市場の競争性は、アブリアオリに所与とされるものではなく、社会科学的に説明されてしかるべき現象である。それはいかにして醸成され、発現するに至ったのか。この点のいっそ

うの解明も、著者に望まれるところである。

(4) 著者によれば、日本における工業技術の普及の根底にあったのは利潤動機であって、一説にいわれるようなナシヨナリズムのなせるわざではなかったという。もともと、利潤動機であったことは、ただちにナシヨナリズムでなかったことの証明ではあるまい。つまり、利潤動機とナシヨナリズムとは必ずしも矛盾するものではない。その意味では、明治期における企業家や技術者たちの思想的・イデオロギー的背景を探る仕事の価値が減じたわけではない。

(5) 本書の著しい特徴の一つは、日本の経済発展に関する政府の役割が過大評価される傾向があるとして、むしろ民間の、つまり「下からの」工業化の側面を強調するところにある。しかし在来産業についてはそうであっても、近代産業についてはどうであろうか。また著者は、在来産業についても、農業試験場における新品種開発、富岡製糸場の貢献、博覧会・共進会の貢献など政府の役割を高く評価しており、「下からの」工業化の主張と一見したところ一致しない。基本的には、「下から」対「上から」という図式は、一國の経済発展を見る上で必ずしも適切ではないように思われる。

(6) この書に満ち溢れた統計的・客観的(その意味で定量的か

つ厳密な)分析によって、企業家的精神の発揚、競争的環境、制度や組織が持つ市場補完機能、市場自体がもつ適応能力(performance)の大きさなどが明らかにされた。これらは、著者によって、日本の技術普及に貢献した「日本の土壌」と呼ばれている(三一―八頁)。しかもこの分析は、(1)技術格差、(2)巻き返し、(3)価値中立という三つの仮説のうえに構築されており、分析体系として十分に一般化できる理論構造を持っていることも特筆に価しよう。

(7) 最後に、あえて不満を述べるならば、第1章における技術普及に関する理論と実証分析の展望では、一九八〇年代から九〇年代にかけて急速に発達した情報の不完全性・非対称性についての分析が、必ずしも十分に取り上げられていないなど、展望の対象が多少古くなっていることが惜しまれる。

本書は、なお改良すべき点はあるにしても、日本経済発展論における画期的な業績であり、学界に対する大きな貢献であることは疑いない。審査員一同は、面接審査の結果と合わせて、清川雪彦氏に一橋大学博士(経済学)の学位を授与することが適当であると判断する。

平成八年二月二九日

〔博士論文要旨〕

近代日本と農村社会

——農民世界の変容と国家——

序章 課題と方法

一 問題の所在

本書は、日本の近代国家の骨格が整った日清・日露戦争期を歴史的前提とし、第一次世界大戦をへて一九二〇年代・三〇年代にいたる時期を主たる対象として、この時期の農村社会構造の段階的变化とその特質を明らかにすることを課題としている。とくに本書では、明治社会から大正デモクラシーへの推転、さらには戦時体制への転換の問題を農村社会の側から検討することとに主眼をおいているが、筆者の最終的な問題関心は、日本の近代(近代社会)とは何であったのかという問題をあらためて考えることにある。

右の課題を検討するにあたり、本書では第一次世界大戦の画期を重視し、第一次世界大戦前後の農村社会構造の変化について本格的な分析を加えた。遅れて近代化をスタートさせた日本

大 門 正 克

において、民衆生活上の近代化が本格化するのには資本主義確立期というよりも、日露戦後、とくに第一次大戦以降の時期であったことに留意する必要がある。この第一次世界大戦から一九二〇年代にかけての時期は、生活や運動、意識など民衆世界の諸側面において大きな変化が生じた時期であり、本書が対象とする農村社会にも農民運動の高揚や農民自治会運動、教育改造などの多様な動きの中に新しい農民主体や世代(青年)が登場した。こうした農民の行動の基底には、明治期の民衆倫理(通俗道德的規範)にみられない社会的上昇欲求がひろく存在しており、農民世界の倫理はこの時期に明らかに変化し始めた。農民世界の変化はまた、農村から都市に向けての社会移動の増大によっても引き起こされた。とくにこの時期、向都熱をもった農村の男子若年労働力が教育水準上昇の目的も合わせて都市に移動し出したことに注目したい。

第一次世界大戦後はまた、さまざまな領域で国家と区別され

た「社会」が発見される過程であり、農村で「小作問題」が発見されたのもこの時期にほかならなかつた。「社会」の発見は、いいかえれば「自己」を再発見する過程である。民衆はこの時期に自己認識を大きく変容させ、「人格」「階級」といった自意識をはじめもつた。第一次世界大戦後は民衆の自己認識史にとって大きな画期であり、本書が第一次大戦後を主たる対象に定めた理由の一つは、民衆の自己認識史として日本近代史をとりえ直すためである。

ただし、第一次世界大戦後には、男子普通選挙などの新しい政策が実施され、日本社会も現代社会（大衆社会）へ向かう歩みを開始したことに注意する必要がある。第一次世界大戦から一九二〇・三〇年代にかけての時期は、「近代」と「現代」が交錯し、近代社会の刻印と現代社会の方向が複雑にからまって発現した転換期であり、本書ではこの時期固有の社会構造を農村に即して検討する。そのことはまた、一九二〇・三〇年代の時期に拠点を定め、そこから日本の近代社会像を再構成する試みでもある。

二 分析方法

転換期における農村社会を分析する方法として、本書では「国家」との関連における「社会」の把握をめざす。ここでいう「社会」の領域には、直接的な経済的関係を軸に、それにかかわる政治・行政、教育、家族などの領域をふくむものであり、こうした「社会」領域の設定により、支配と対抗の多様なせめぎあいや新しい社会秩序の形成（公共性）など、転換期の特質

把握が可能になる。現在、私が考えている農村社会の領域は、

a 経済的領域 市場をめぐる関係（労働・商品市場）や

地主小作関係、生産力の編成、都市と農村の交換関係など

b 政治的領域 農村の政治的システム、とくに選挙、行政村の構成員など

c 社会的領域 家族、生活の構造とスタイル、学校教育など

という三つの領域である。

三領域の中でも重点をおく領域、およびその領域を分析する具体的視点を四つ示しておく。第一は、農家―農民家族―生活という関連を重視し、あるいは「階級」と「世代」の二つの観点を採用しながら、農村社会の最小単位である農家・農民の分析をおこなうことであり、第二は地域社会の編成を、①町村制の構成員の変化、および②公共性と階級性のかかわりに留意して分析することである。とくに本書では、「階級」の参入によって地域社会に新しい公共性が形成され、それが明治社会と第一次大戦後の社会を分かちつ有力な要因になったことに注意したい。

第三の視点は、民衆の運動を媒介にして社会変動を検討することである。この点では、第一次世界大戦後の民衆運動が新しい状況に即して固有の社会的性格を帯びたことに注目したい。具体的にいえば、第一次大戦後の民衆運動には、学校教育や文化、知識への関心が旺盛な一連の担い手が登場し、これらによる運動はこの時期固有の社会的・文化的性格を体現したことに

留意することである。民衆の運動にあらわれた新しい傾向に注目すれば、運動の担い手の経済的性格だけでなく、年齢や教育程度、文化経験、生活の意識とスタイルなど、ひろい意味での社会的性格を分析する必要がある。

第四は、山梨県中巨摩郡落合村という特定の根拠地を定め、その根拠地の長期的分析を一つの軸にしながら本書全体の考察をすすめていくことである。この村は第一次大戦後から一九三〇年代にかけて農民運動が活発に展開した地域であり、本書では落合村に即したミクロの次元の分析を徹底しておこないながら、全体として「日本近代と農村社会」のかかわりをできうる限り一つのまとまったデッサンとして描こうとした。

第一篇 日清・日露戦争期

本書は全体で「日清・日露戦争期」「第一次世界大戦から一九二〇年代」「昭和恐慌期」の三篇から構成され、最後に終章でまとめをおこなっている。

第一篇「日清・日露戦争期」は第一章「明治後期の農村社会」からなり、この章では第二篇の前提として明治後期の農村社会の特質が指摘されている。

近代日本の農村社会の構成は、小農経営の存在形態——家父長制的家族制度と商品経済化の進行・限度——と深くかかわっており、農村社会の基本単位は、家父長制的家族制度による「いえ」にあった。だが、他方で、近代日本の小農の多くは地主に土地を借りた小作農民であり、小農は地主—自作—自作小作—小作という序列的構成の中に深く組みこまれていた。小農経

営は日清・日露戦争の時期に商品経済との接触をつよめ、自給経済への依存を徐々に弱めたが、消費生活の変化は階層によって大きな差があり、地主から自作地主や自作農までの消費生活が大きく変化したのに対し、小作農家の消費生活の変化は主にハレの領域に限られていた。農村の生産力は自給経済にまだ多くを依存する段階にあり、かつ男子労働市場の展開が弱かった明治後期には、小農は部落や地主に依存した生活や生産を余儀なくされていた。これに対し、近代日本の農村社会は行政村として再編され、新しい公共性をつくりだすが、その行政村も「いえ」を基本単位として編成されたものであった。近代日本の農村社会は、このように、「いえ」的秩序と地主的秩序、近代公共性の三つの編成原理によって構成されており、三つの原理は実際には密接に関連し合っていた。本章では最後に、以上の点を山梨県落合村について検討し、行政村定着の時期、村政の担い手、明治後期の部落の性格などを分析している。

第二篇 第一次世界大戦から一九二〇年代

第二章「第一次世界大戦から一九二〇年代の農村社会」では、第一次大戦が農村にあたえた影響を農家経済と農民生活の二側面から検討した。この時期にあらわれた農家労働力の流出、各種賃金の上昇、農業経営における商品経済化の進展は、地域差をとないつつも農家経済の性格をかえる大きな契機になった。同時にこの時期は、農民経済上の一画期だっただけでなく、農民の生活も変える大きな画期になった。ここでは、地主の生活水準上昇につづいて、小作農民の生活と意識の変化、青少年

の出郷にともなう農民家族の変化、農村における結婚観の変化など、農民の生活と家族をめぐる問題を諸々の側面から検討し、第一次世界大戦が小作農家の経営と生活をかえる大きな画期だったことを論証した。以上の分析にもつき、最後に第一次世界大戦後に出現した「農村問題」の性格を特徴づけ、さらにこの時期の農村社会運動を「上層のデモクラシー」「下層のデモクラシー」「青年のデモクラシー」の三潮流に整理して、本書では下層と青年の動向を考察するとした。

第三章「農民運動の展開と農村社会」では、冒頭で農民運動の時期区分をおこない、まず第一次世界大戦中から一九二〇年代初頭にかけて展開した初期小作争議の特質を小作組合の性格、農民意識の変容（経済観念の発達と人格承認要求）、争議指導者の特徴など諸点にわたって検討した。その結果、初期小作争議とは、共同体的諸関係にいつぼうでくるまれ、そこでの論理や規範を小作農民自らが利用しながらも、その枠をこえた新しい条件、意識がしだいに芽ばえ、それまでの諸条件と新しい諸条件がぶつかり合う過程、共同体的諸関係の外へ進み出る過程と評価した。ついで、一九二二年の日本農民組合成立から一九二〇年代半ばにかけて西日本を中心に農民運動が本格的に展開した段階について検討し、系統的農民組合の役割や小作収支計算書方式の普及、人格承認要求の根強さなどを考察した。ここでは、小作労働意識が鮮明にあらわれていること、自己認識における「人格」の比重の大きさ、農民運動の担い手は雄弁で「外界」の情報にたけた小作農家の男子戸主にあったことなどが指摘された。

第四章「農民運動の世界Ⅰ——山梨・第一次落合争議」は、すでに検討した明治後期を前提に、第一次大戦後の落合村と落合争議について本格的に分析した箇所である。零細経営と養蚕業、行商、都市への近接によって特徴づけられる落合村には、不在地主型と存村地主型の二つの部落があり、その特徴が階層と所得の分析によって対比的に検討されている。ついで小作組合の性格が経済的側面と社会的側面の双方から分析され、社会的側面については小作組合の規約や役員の高齢・教育程度・日露戦争体験・履歴などがとりあげられた。以上を前提に一九二〇年代半ばから後半にかけて展開した第一次落合争議が分析される。そこでは行政村レベルにできた農民組合連合会の役割、争議の経済的基礎に加え、男子普通選挙へのとりくみと機能が多面的に検討されている。男子普通選挙は地主的秩序の変容を導くとともに、農民組合には求心力と遠心力の双方の影響をあたえたというのがここで指摘されたことである。さらにこの章では、小作青年の台頭と農村青年の世界、小作官と調停の意味などが検討され、第一次落合争議の歴史的性質をばびろい視点から考察することがめざされた。

第五章「農村青年と農村改造」は、この時期の都会熱・教育熱など新しい青年世代の台頭を導く要因を検討し、とくに復興する討論と青年団運動、農民組合青年部の役割を考察して農村青年の役割を論じた章である。

第六章「大正デモクラシー期の農村政策」は第二篇のまとめも兼ねた章であり、第五章までの社会レベルの分析を政策と関連づけて検討している。とくにここでは一九二〇年代の農村社

会変動にとって男子普通選挙が大きな意味をもっていったことを強調した。町村会議員と農会総代における男子普通選挙の実施は、小作農民の社会進出をうながす契機になり、また行政村や農業団体など、行政村を場とした公共圏を定着させるきっかけにもなった。さらにこの時期の重要な農村対策として小作調停と農業団体政策をとりあげ、最後に地域と農民個人の二側面に即して一九二〇年代における農村社会形成の特質をまとめた。

なお補論では、この時期の農民運動に重要な役割をはたした「横田英夫の小作問題認識」を検討している。

第三篇 昭和恐慌期

第三篇では、まず第七章「昭和恐慌の影響と農村社会」で恐慌の深度と農家の対応、恐慌期の普選状況が検討され、農民運動から農村経済更生運動へと農村社会運動が展開される様子が素描される。

第八章「農民運動の世界Ⅱ—山梨・第二次落合争議」は、恐慌期の農民運動を落合村に即して分析した章である。落合村では、恐慌下の一九三〇年に全国でもまれな小作料五割減免が実現されたが、その要因として従来の担い手Ⅱ小作壮年に加えて小作青年が新たに登場したことが指摘され、両世代の連係・統一が五割減免実現の重要な鍵であったことが強調される。そのうえで、小作青年登場の意味を経済的・社会的・文化的側面から検討し、落合村では小作青年によっていわゆる対抗文化・対抗社会の創造が模索されたこと、女性・子どもまでをふくめた広範な小作農民が参加していることなどが指摘された。昭和

恐慌期の落合争議は、各層・各世代が連係し、「階級」「世代」「経営」「部落」をめぐる複雑な対立をのりこえることではじめて展開したが、しかし、この試みも恐慌の影響が深まる一九三二年には転機をむかえ、集団の小作調停の実施によって農民運動は幕を閉じた。

第九章「農村経済更生運動と農村社会の再編」では、一九三二年から実施された経済更生運動の特徴をまとめた。経済更生運動とはそもそも農村の広範な組織化をめざしたものであり、産業組合・農事実行組合と農会を核とした経済的組織化に加えて、小学校・実業補習学校および少年団・男女青年団・婦人会・戸主会の二系列による社会的組織化が進行した。この組織化に応じて更生運動の担い手にも広範な村民が位置づけられた。更生運動を中心的に担った中心人物については全国一〇〇〇町村の分析をおこない、中心人物には町村長など役場関係の人物とのほかに農会・産業組合・小学校関係の人物とがふくまれていたこと、中心人物の選定理由には「名望」の要素が少なく、行政や農業技術、教育にたけた人びとが優先されているとした。中心人物の活動をうけとめ、部落レベルで更生運動を実践する中堅人物については三つの側面があった。一つは、生産力担当層Ⅱ自小作・小作中農層という経済的側面であり、もう一つが小作争議指導者をふくむという政治的側面であり、最後が高等小学校を卒業して農家を継ぐ中堅青年の統合という社会的側面である。中堅人物の設定を通じて経営的な中堅を把握しようとした更生運動が、同時に青年層を掌握しようとしたことはまづがないことであり、「世代」をめぐる問題は農民運動だけではな

くこの時期の経済更生運動にも貫かれていたとした。更生運動ではさらに女性が「中堅婦人」として位置づけられ、「中流以下の婦人」にまで政策対象が拡大されたこと、そこでは家庭生活の改善と家庭教育の振興が位置づけられたとした。

以上の検討につづいて、この章では経済的組織化と社会的組織化の事例が一つずつとりあげられている。前者は長野県南安曇郡温村の例であり、産業組合の機能の詳細な分析に加えて農事実行組合の組織化の意味を部落とのかかわりで検討している。ついで社会的組織化の例として山梨県落合村のその後が考察され、とくにこの村の更生運動における小学校の役割がとりあげられた。

最後の終章「本書の結びにあたって」は本書の総括である。ここではまず第一に、転換期の農村社会の特徴が社会関係と農民運動の二側面からまとめられており、農民の労働と生産、生活の変化にとって第一次世界大戦が重要な画期だったこと、この変化は地域差をとまなうものであったが、とくに小作農民にとってこの時期のもつ意味は大きかったことが強調された。農民運動については、経済的性格に加えて社会的性格まで視野に入れた結果、共同体的諸関係に依拠しながらもその外へ歩み出ようとした初期小作争議段階、教育水準は高くなかったものの雄弁で〈外界〉の情報に富んだ小作農家の男子戸主を登場させた本格的農民運動段階、さらに「いえ」を代表する男子戸主に加えて小作青年を登場させた一九二〇年代後半から昭和恐慌期の段階と特徴づけた。小作青年は労働や生産にとりくむだけで

なく、文芸や教育、知識への関心をもった新しいタイプの農民であり、そのことの反映として高等小学校卒業生が多かった。長野や山梨、埼玉などの恐慌期農民運動には、教育や文芸への欲求を体現した独特の文化を表現したものが少なくなかった。

以上の結果、第二に一九二〇・三〇年代を通じて農村社会には「階級」の参入と青年・女性の登用という新しい変化があらわれ、農村では新しい公共性が成立したと指摘した。この変化には農民運動の展開と男子普通選挙が大きくかわり、その結果、農村の地主的秩序と「いえ」の秩序の双方に変動が生まれた。前者の変動はおもに小作農民の社会進出としてあらわれ、後者は「いえ」の継承の揺らぎをもたらした。

本書はこのように、一九二〇・三〇年代の農村社会を明治社会の構成要素と現代社会の方向性の二つの傾向の矛盾・葛藤のうちに分析したものであり、第一次世界大戦の画期性や農民運動の展開、男子普通選挙の実施などの論証を通じて、この時期が近代日本社会の重要な転換期であると指摘した。

〔博士論文審査要旨〕

近代日本と農村社会

——農民世界の変容と国家——

審査員 中村 政則

斎 藤 修

西成田 豊

一 日本近代農村史研究の現在

日本近代農村史研究は、一九七〇年代に新たな段階に入ったといえる。一九五〇～六〇年代の農村史研究が幕末・維新时期から産業革命期(明治中期)までを対象に、地主制形成史、地主・小作関係、資本主義と地主制の構造的な関連を説明したのに対して、一九七〇年代に入ると、研究の対象時期は第一次大戦期ないし大正デモクラシー期に移り、しかも分析の基準は日本地主制の後退過程に定められていった。近代的農民運動史、農民的小商品生産、都市化と小作争議などはこの時期の主要なトピックスであり、若い世代による実証的な個別研究が一九七〇～八〇年代に相次いだ。しかし、その過程で研究の個別細分化が進むと同時に、全体史構築の意欲が薄れていったことは否めない。こうした研究状況のなかで、近代日本社会の全体的把握をめざす意欲的な研究が現れ始めたのが、一九九〇年代の特

徴である。本論文の著者・大門正克氏は、一九九〇年代におけるそうした新しい研究潮流を代表する研究者の一人であり、一九九四年に公刊された『近代日本と農村社会——農民世界の変容と国家』は、一九九〇年代の近代農村史研究に新風を吹き込んだ学問的作品であるとみなすことができる。

二 課題と方法

本論文は、序章「課題と方法」、第一編「日清・日露戦争期」、第二編「第一次世界大戦から一九二〇年代」、第三編「昭和恐慌期」、終章「本書の結びにあたって」の五部からなるが、全体を通じての著者の最終的な問題関心は日本の近代社会とは何であったかを改めて考えることにある。

この問題を究明するにあたって、著者は何よりも第一次世界大戦の画期性を重視し、この時期前後の農村社会の変化について本格的な分析を加えた。大門氏によれば、社会構造の変化という観点から維新以来一二〇年の歴史を大きく区分すれば、第一次世界大戦後は明治社会と高度成長以後の戦後社会のあいだの「転換期」であり、それは「近代」と「現代」の交錯した新しい社会を作り上げた一段階であって、この時期固有の農村社会の特質を説明することが日本の近代農村社会像を再構成する鍵になるという。換言すれば、第一次大戦後は、さまざまな領域で国家とは区別された「社会」が発見される過程であり、農村で「小作問題」が発見されたのもこの時期にはかならなかった。「社会」の発見は、「自己」を発見する過程でもある。その意味で、第一次大戦後は民衆の自己認識史にとって大きな画期

であり、この時期に民衆は「人格」「階級」といった自意識をはじめてもらったのである。

この転換期における農村社会を分析する方法として、著者は「国家」との関連における「社会」分析の必要を提唱する。ここでいう農村「社会」とは、第一に市場をめぐる関係（労働・商品市場）や地主・小作関係、生産力の編成、都市と農村の交換関係などを含む経済的領域、第二に農村の政治システム、とくに選挙・行政村の構成員などを含む政治的領域、第三に家庭生活の構造とスタイル、学校教育などを含む社会的領域の三つをさす。

この三領域において農家・農民や農村青年あるいは農民運動がいかに変化していくかを究明していくことによって、著者は一つの農村社会像を描こうとするのであるが、その具体的な視点として、第一に農家―農民家族―農民生活という関連を取り上げ、家族関係の変化、「階級」と「世代」の観点、日常性の構造分析を重視する。第二に地域社会の編成を、①町村制の構成員の変化および、②新たに形成された公共的空間とのかかわりで説明する。とくに本論文では、「階級」の参入によって地域社会に新しい公共性が形成され、それが明治社会と第一次大戦後の社会とをわかつ分水嶺となったことが強調される。第三に新しい農民運動史の分析方法が提示される。すなわち運動の意識とスタイルといたった広い意味での社会分析の方法が積極的に取り入れられるのである。以上のように、著者は明確な課題設定と周到な分析方法を提示したうえで、第一編以下の分析を

行っていくのであるが、その分析対象として本論文では山梨県中巨摩郡落合村（現甲西町）という根拠地が設定された。

「あとがき」で、「研究者にとって思想や思考の根拠地というものがあるとすれば、この七、八年間の私の根拠地は落合村であった」と書いているように、著者は近代日本の農村社会を考える場合に、いったん落合村の歴史にもとって思考を深め、またこの根拠地から近代日本における農村社会の歴史的性格を見通そうとしている。以下、その内容紹介に移りたい。

三 日清・日露戦争期

第一編は、後続の第一次大戦後の「転換期」とは、何から何に向けての転換なのかを明らかにするために不可欠の部分である。第一章「明治後期の農村社会」は、落合村を分析対象に明治農村社会の原^{フドクイ}基を確定しようとしている。近代日本の農村社会では、家父長的家族を基本にした農家経営である「いえ」がその基礎単位としてあり、同時にその「いえ」は地主的序列に深く組みこまれていた。小農経営は日清・日露戦争の時期に商品経済との接触をつよめ、自給経済への依存を徐々に弱めたが、消費生活の変化は階層によって大きな差があり、地主から自作地主や自作農までの消費生活は大きく変化したのに対し、小作農家の消費生活の変化は主にハレの領域に限られていた。農村の生産力は自給経済にまだ多くを依存する段階にあり、かつ男子労働市場の展開が弱かった明治後期には、小農は部落や地主に依存した生活や生産を余儀なくされていた。これに対し、近代日本の農村社会は行政村として再編され、新しい公共

性を作りだすが、その行政村も「いえ」を基本単位として編成されたものであった。近代日本の農村社会は、このように「いえ」的秩序と地主的秩序、近代公共性の三つの編成原理によって構成されており、三つの原理は実際には密接に関連しあっていた。

四 第一次世界大戦から一九二〇年代

第二編は全体で五つの章と補論の六つの部分からなるが、著者が強調する「転換期」の内容が具体的に解明されており、本文の中心部分をなす。まず、第二章「第一次世界大戦から一九二〇年代の農村社会」では、第一次大戦が農村にあたえた影響を農家経済と農民生活の二点から検討している。大戦景気のなかで農家労働力の流出、各種賃金の上昇、農業経営における商品経済化が進み、農家経済はこの時期に大きく変化した。地主の生活水準の上昇とともに、小作農民の生活と意識の変化も進行した。とくに青少年は都会熱・教育熱を強め、都市への流出を増加させるが、それは農村女性にも及び、彼女らの結婚先や結婚観も変化するなど、「いえ」のあり方を揺るがせることになった。こうした農民意識の変化は農村社会運動にも影響し、農村における大正デモクラシーの潮流を多彩なものにした。著者はその潮流を担い手に即して、「上層のデモクラシー」「下層のデモクラシー」「青年のデモクラシー」の三つに整理したが、これにより大正デモクラシーはこれまでになく立体的に描かれることになった。

第三章「農民運動の展開と農村社会」は、第一次大戦中から

一九二〇年代初頭にかけて展開した初期小作争議の特質を解明し、一方で部落を基礎とした共同体的関係を基礎としながらも、他方でその枠を突き破る新しい条件が徐々に形成されていく過程を明らかにした。ついで一九二二年の日本農民組合成立から一九二〇年代半ばにかけて西日本を中心に展開した本格的小作争議について検討を加え、系統的農民組合の役割や小作収支計算書方式の普及、「人格承認」要求の高まりなどを解明する。とくに「人格承認」要求はこの時期の労働運動のなかでも認められるが、農民運動のなかにも根強く存在したことは、この言葉がこの時代を読み解くキーワードの一つであることが改めて確認されたと言えよう。

つづく第四章は、一九二〇年代における第一次落合村小作争議の事例分析であるが、農民運動の高揚と男子普選の実施は地主による村会独占を崩すと同時に、地主自作などの農民組合からの離反をまねき、結局、普選による村レベルの政治の変化は農民組合に対して「求心力と遠心力の二つの作用」を及ぼすことになった。

第五章「農村青年と農村改造」は、一九二〇年代に青年期を迎えた農村青年に焦点をあて、彼らの意識と行動を追った章であり、人格意識の覚醒や「いえ」意識の揺らぎのなかで、農村青年が新たに「社会」を発見し、農村社会の自主的改革の道に踏み出していく過程を明らかにする。第六章「大正デモクラシー期の農村政策」は、第二編のまとめをも兼ねた章であり、第五章までの社会レベルの分析を政策と関連づけて検討している。また、補論では、この時期の農民運動に重要な役割を演じた横

田英夫が、農本主義的立場から「小作問題認識」を深め、大正デモクラシー期における代表的な農民運動家へと成長していく過程が描かれる。総じて、第二編は本論文のハイライトをなし、「階級」と「世代」、「いえ」と「個人」との対立・葛藤、「教育熱」と「都会熱」との関連、普選と「公共的空間」の拡大など、著者独自の分析ツールが豊富な実証に裏づけられながら編み出されていく様子が読みとれる。

五 昭和恐慌期

第三編「昭和恐慌期」は、一九三〇年代の世界恐慌が日本の農家経済、農村社会をどのように変えていったか、また恐慌に對する農民の対応、農村経済更生運動に代表される国家の政策が農村社会をいかに再編していかを包括的に述べたものである。

まず第七章「昭和恐慌の影響と農村社会」では、恐慌の深度と農家の対応が検討されるが、恐慌期にあっては底流としての教育熱と都会熱は後退することなく存続し、それが農家の生活スタイルにも大きな影響を及ぼしたという興味ある事実を指摘する。また恐慌下の一九三三年に実施された初めての町村会議員選挙で、小作人議員の当選者は増加し、この時期にも小作人の社会的地位の上昇が相当でいど進んだことが明らかにされる。しかし、大恐慌は米価・繭価の暴落をまねき、家計費の節約だけでは農村危機を乗り切ることができなかった。この危機への対処策として表出したのは娘の身売りや一家あげての都会への流出(挙家離村)であり、農民運動の激化とそれに対する国家

の側の対応、つまり農村経済更生運動の展開であった。

第八章「農民運動の世界Ⅱ―山梨・第二次落合争議」は、第四章を引き継いで恐慌下の落合村小作争議について分析を深めたものである。落合村では、一九三〇年に全国でもまれな小作料五割減免が実現されるが、その要因として従来の担い手Ⅱ小作壮年に加えて小作青年が重要な役割を演じたことが指摘され、両世代の連携・統一が五割減免実現の重要な鍵であったとする。そのうえで、小作青年登場の意味を経済的・社会的・文化的側面から検討し、落合村では小作青年によっていわゆる対抗文化・対抗社会の創造が模索されたこと、女性・子供までを含めた広範な小作農民が参加していることが明らかにされた。しかし、対抗社会創造の試みも恐慌の影響が深まる一九三二年には転機をむかえ、集団的小作調停の実施によって農民運動は幕を閉じた。

第九章「農村経済更生運動と農村社会の再編」は、一九三二年から実施された農村経済更生運動に焦点をあてて、恐慌下の農村再建策の行方を追ったものである。経済更生運動とはそもそも農村の広範な組織化を目指したものであり、産業組合―農事実行組合と農会を核とした経済的組織化に加えて、小学校―実業補習学校―および少年団―男女青年団―婦人会―戸主会の二系列による社会的組織化が進行した。では、この運動の中心的な担い手は誰であったろうか。ここで著者は全国一〇〇〇町村の中心人物についての分析を行い、次のような結論を導きだす。中心人物には町村長など役場関係の人々のほかに、農会・産業組合・小学校関係の人々が含まれていたこと、中心人物の

選定理由には「名望」の要素は少なく、行政や農業技術、教育のベテランが優先されたという。ついで中心人物の活動を受けとめ、部落レベルで農村経済更生運動に挺身した中堅人物の分析を行ったうえで、中堅人物には次の三側面があったことを明らかにする。第一は生産力担当層Ⅱ目小作・小作中農層という経済的側面、第二は小作争議指導者を含むという政治的側面、第三は高等小学校を卒業して農家を継ぐ中堅青年の統合という社会的側面の三つである。

中堅人物の設定を通じて経営的な中堅層を把握しようとした経済更生運動が、同時に青年層を掌握しようとしたことは間違いないことであり、「世代」をめぐる問題は農民運動だけでなく、農村経済更生運動にも貫かれていたというのが著者独自の解釈である。さらにこの運動では女性が「中堅婦人」として位置づけられ、「中流以下の婦人」にまで政策対象が拡大され、家庭生活の改善と家庭教育の振興が目指された。

以上のように、農村経済更生運動は農村の経済から社会に至る仕組みと担い手を改変し、役場や農業団体(産業組合など)の公共的性格を増大させるとともに、地主を頂点とする有産者秩序を後退させる契機となったのである。

終章「本書の結びにあたって」は、本論文の総括である。ここでは転換期の歴史的位置を次のような言葉で要約している。

第一次世界大戦を画期とする「転換期の農村社会には、明治社会の母班と戦後の現代社会の方向性ととの二つの傾向がふくまれ、両者の矛盾・葛藤のうちに社会は推移した。日本の現代社会の出発にあたり前提にしなくてはならなかったは、こうした転換

期の社会にほかならなかったのである」。

六 本論文に対する評価

以上の簡単な紹介からもわかるように、本論文は山田盛太郎氏以来の講座派的な半封建農村社会論とも、また有賀喜左右衛門氏ら社会学者による家父長的農村社会論とも異なる近代日本農村社会論が提示されている。山田氏らの日本農村に対するイメージが一九三〇年代の世界大恐慌期に形成されたことはよく知られているが、著者が歴史研究を開始したのは一九七三年の石油危機以後のことであるから、日本農村は高度成長期に始まった劇的ともいえるべき社会変動を続けていた。それに伴って、日本農村経済史、農村社会学、政治学などの学問環境も大きく変化した。著者はこうした学問環境の変化を鋭敏に嗅ぎとるとともに、長年にわたって落合村を中心に山梨・長野・埼玉・岐阜・大阪・山形・新潟諸県の農村を調査し、幅広く第一次史料の渉猟に努めた。その長年の研究の成果が本論文には見事に結実している。

本論文の意義は、第一に第一次世界大戦を画期とする日本農村社会の変貌を、経済的・政治的・社会的領域の三側面において詳細に検証したことにある。とくに家族、生活の構造、教育、地域の公共圏などの分野に踏み込んで解明したのは本論文が初めてである。また、そのことによって「明治社会と戦後社会のあいだ」に位置する転換期の歴史的性格を浮き彫りにした。

第二に「上層のデモクラシー」「下層のデモクラシー」「青年のデモクラシー」という農村デモクラシーの三潮流を析出する

ことよって、大正デモクラシーの深さと広がりをも農村を舞台に立証した。

第三に、「階級」が一人歩きするような分析を避け、「世代」概念をたくみに取り入れて、一九〇〇年代生まれの農村青年の歴史的作用を浮き彫りにするとともに、ジェンダー的視点を導入して「農民の世界」をビビッドに描き出した。

第四に、従来の農村史研究ではあまり重視されてこなかった農民の意識（都会熱・教育熱・苦学心など）や農民独自の文化（対抗文化）の形成を近代農村社会の分析と叙述に持ちこんだ。

われわれは、ここに新たな日本近代農村社会像、農民像を手に入れたことは疑いない。しかし、次の諸点はなお再検討の余地があると言わなければならない。

著者は、日本現代社会の転換期として、(1)第一次大戦から一九二〇年代、(2)昭和恐慌期、(3)戦時体制期、(4)戦後改革期の四つの時期をあげているが、本書では筆者自身が認めているように(3)(4)の時期の分析を欠いているにも拘わらず、(1)の時期を(4)の戦後改革期につなげている。だが、戦時体制期の構造変化が「戦後」を留意したとする最近の研究潮流を考慮するとき、著者のいう「転換期」の意味はもっと限定的なものとならざるをえないであろう(その後、著者は土地制度史学会の一九九五年度秋季学術大会の共通テーマ「第二次大戦期の日本資本主義―戦時経済の歴史的位置」の共同報告者の一人として、「戦時期の農民家族」について報告している)ので、その限界はある程度克服された。

第二に、「いえ」の揺らぎと「個人」の登場は、著者が重視

する論点の一つであるが、「いえ」の揺らぎ自体については、ほとんど分析されていない。たとえば、著者は「いえ」を継ぐ意識について言及しているが(一六八―一六九頁)、この場合の継ぐべき「いえ」とは、家業としての農業なのか、家父長支配下の農家なのか、はっきりしない。総じて、本論文における「いえ」の分析は手薄であり、社会移動に関しても個人の移動だけに焦点があてられ、農家の階層間移動について掘り下げた分析はない。

第三に、本書の「根拠地」は、山梨県落合村であるが、同村の分析では国家の顔はほとんど出てこず、国家の政策を扱った第六章では逆に落合村の分析はなく、岐阜・岡山・兵庫県の事例を基礎に叙述されている。分析と叙述の一貫性という点で、この点の改善が必要である。また、落合争議の歴史的性格を論じた第八章では、貧農出身の農村青年が争議の主体となったことや、小作青年が地主や壮年層中心の社会秩序に対抗する「対抗文化」の創造に向かったという興味ある事実が指摘されているが、これをどこまで一般化できるのか、今後の検討が望まれる。

以上の難点にも拘わらず、本論文が一九九〇年代の日本近代農村史研究に新しい段階を画する重要な研究成果であることは疑いない。したがって、審査員一同は、上記の論文評価と所定の試験にもとづき、大門正克氏に「橋大学博士(経済学)」の学位を授与することが適当と判断する。

一九九六年二月二六日

〔博士論文要旨〕

経済法学と公共選択論

——ドイツ不正競争防止法における価格広告規制を素材として——

黄 銘 傑

序論 課題と構成

数多くの経済規制法が現実には適合せず、良好な成果を収めていないことは、最近の規制緩和の傾向からも読み取ることができ、そしてこのような規制の失敗は、立法過程の機能不全によって引き起こされることが多いと指摘されている。すなわち、経済法の立法過程、そこに存在する機能不全の可能性を考慮しつつ、規制の失敗に適切に対応できる経済法解釈論を展開する必要性がこのような指摘からも窺われる。しかしながら今日の日本の経済法学界において、立法過程の動態性をも視野に取り入れた経済法解釈論が展開されることはほとんどない。本論文は、アメリカで発展してきた公共選択論とその示唆を受けて展開された法解釈論を詳細に検討することを通じて、立法過程の動態性、規制の失敗をも考慮した、あるべき経済法解釈論の構築を試みたものである。

公共選択論とは、「人はみな自己の効用の極大化を目指す者である」という経済学上の合理的行動の仮定ないしそれに基づく分析方法を援用して、国家論、議会制度、選挙および投票活動、政党政治、官僚制、政策決定過程、利益集団活動などの伝統的に政治学の領域として扱われてきた問題を分析するものである。最近では、立法過程に関する公共選択論の研究によって、経済規制立法の失敗の事実とその諸原因が明るみに出ており、これに刺激された形で、経済法学の領域においては、かような失敗とその産物である規制立法をめぐる、法解釈という実践的局面でいかなる立場に立っていかなる法解釈論をとるべきかについて、活発な議論が展開されてきた。

本論文では、こうした議論の示唆を受けて現在の日本の法解釈論の理論状況を批判し、経済法解釈論に関する筆者自身の考え方を提示することを最終的な目的としているが、その前にあらかじめクリアしておかなければならない問題がある。すなわ

ち、主としてアメリカの政治環境を土壌として発展してきた公共選択論とその示唆を受けて展開した法解釈論は、アメリカ以外の国、とりわけ日本に適用される際、どれくらいの有効性またはどのような限界をもつかということである。このような有効性または限界が明らかにされてからこそ、公共選択論およびそれに関連する法解釈論の議論を利用して、現在の日本の経済法学界に対し規範的提言を行うことができる。本論文では次に述べる根拠から、「ドイツ不正競争防止法 (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb, UWG)」における価格広告規制 (六 d 条、六 e 条) を具体的研究素材として取り上げ、かかる有効性または限界を明らかにする。

ドイツの事例を研究素材として取り上げたのは、次の四つの理由によるものである。(1) 日本では、行政指導などの法規に よらない規制活動が広く見られるがゆえに、経済規制法に関する判例はわずかである。よって立法過程と法解釈論との関係を検討するにあたり、日本の事例によることは適切ではない。(2) 政治環境、立法過程、法解釈論などにおいて日独間に少なからぬ類似性が存在する。(3) UWG 六 d 条と六 e 条の立法過程および二つの規定に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の解釈を検討することにより、公共選択論およびそれに関連する法解釈論の意義と限界がより明確になる。(4) UWG 六 d 条と六 e 条の改廃に際して EU 法との整合性という「外圧」が働いたが、それに関する考察を行うことで、従来のアメリカ中心の公共選択論の研究では重視されず、しかも日本法についてしばしばその影響力が取り沙汰される「外圧」の役割が明らかにになる。

以上の問題提起に基づき、本論文は、三部 (八章) 構成で議論を進めた。第一部 (一―四章) では、公共選択論の研究で指摘された立法過程の問題点を整理・検討すると同時に、それらの研究の影響を受けて展開されてきた法解釈論の議論を詳細に検討した。第二部 (五―七章) では、ドイツ不正競争防止法における価格広告規制という事例研究を通じて、公共選択論およびそれに関連する法解釈論の議論がアメリカ以外の国に適用される際の有効性と限界を明らかにした。第三部 (八章) では、第一部と第二部の研究成果を踏まえつつ、公共選択論を日本に導入する場合、いかなる限界と留意すべき事項が存在するかを検討した。それと同時に、現在の日本の法解釈論の議論状況の問題点を指摘し、あるべき経済法解釈論と経済立法の違憲審査方式に関する筆者自身の考え方を提示した。

第一部 立法過程、法解釈学と公共選択論

第一部では、まず公共選択論の研究により明らかにされた立法過程の機能不全の実態とその原因を利益集団論 (第一章) と社会的選択論 (第二章) に分けて検討し、次にかかる研究成果から示唆を受けて展開された夥しい法解釈論を、原意主義に基づく法解釈論 (第三章) と非原意主義に基づく法解釈論 (第四章) に大別して検討した。

第一章「立法過程と公共選択論 (その一) ―利益集団論」では、特定の利益集団に有利な法律が制定される原因を利益集団の規模と立法者 (代議員) の行動様式に分けて明らかにした。利益集団論においては、立法過程が取引過程と同視され、(再)

当選確率の極大化を目指す立法者はこうした取引のプローカーとして、需要側(特定の利益集団)と供給側(一般有権者と消費者団体などの組織力の弱い集団)との需給関係をみて法律を制定するとされる。立法者にとっては、利益集団からの政治献金、その組織票、および選挙運動に必要な人的なサービスの提供などは重要な資源であり、利益集団からの要求は可能なかぎり満足しなければならぬ。

しかしながら、あらゆる利益集団が、立法者に同程度の影響力を行使できるわけではない。一般的には、消費者団体のような組織力の弱い大規模集団よりも、小規模集団または事業者団体等の、組織力の強く、フリーライダー問題を克服しやすい集団が立法過程において大きな影響力を行使することができる。

その結果、今日では、社会一般の人々の犠牲において、これらの比較的小規模な集団の特殊な利益のために、多くの法律が制定されているのである。むしろ、一般有権者または消費者団体などが、立法過程を監視し、立法過程に対する特定の利益集団の不当な影響力を阻止することも可能であるが、利益集団論は主として次の三つの理由を挙げ、一般有権者などには立法過程を監視する誘因はないと主張する。

第一に、立法過程を監視するために、それに関する情報の入手が必要となり、高い費用の支出を強いられる。しかし、個々の有権者が当該監視により得られる利益は、普通少ない。その結果個々の有権者は、ある法律が彼らの利益を害することを知ったとしても、その法律の制定に反対することから得られる利益が少ない場合、反対運動を起ささない。これは、いわゆる一

般有権者の「合理的無知」である。

第二に、利益集団は立法過程に関する情報操作を通じ、この一般有権者の情報費用を引き上げることができると。このような情報操作には、二通りの方法がある。一つは、公衆の注目を喚起しないように、法案を部分的に修正したり法案に適用除外条項を取り入れることである。もう一つは、実質的に特定の利益集団だけの利益を増進する法律であるにもかかわらず公共利益の実現という大義名分を装うことにより、有権者の当該法律に対する認識を歪曲することである。

第三に、(再)当選確率の極大化を目指す立法者は、種々の立法上の制度を通じて一般有権者からの報復なしに、彼らのために忠実に行動すべき義務を回避(Shirking)している。このような立法上の制度には、委員会制度、行政機関または行政委員会への授権、およびログローリング(票取引)などが挙げられる。

こうして、元来大多数の人々の意思を反映し、公益を促進しなければならぬ立法過程は、特定の利益集団とその利益を代表する立法者により大いに影響され、公益の実現を阻害する結果さえもたらすようになっていく。利益集団論の研究は、われわれが現在の代表民主政治の意義と真価について、もっと真剣に考え直す必要があることを提示してくる。このような民主政治、立法過程に対する不信任は利益集団論の研究者に限らず、社会的選択論の研究者の間にも見られる。

第二章「立法過程と公共選択論(その二)——社会的選択論」では、社会的選択論から見た立法過程の問題点を検討した。社会的選択論とは、各個人の選好判断の集合から社会としての選

好判断または選択を決定するに至るまでの社会的選択または集合的意思決定の形成プロセスの実践とその規範的含意を研究する学問領域である。その中心的論点は、アローの一般可能性定理である。この定理によると、われわれの社会においては、一貫した合理的な判断を下すための民主的な決定手続は論理的に存在しないとされる。こうした社会的選択論の観点から見れば、立法過程それ自体は不安定で予測できないものとなり、制定された法律はほとんど、政党のリーダーや議会の各委員会の委員長などの少数のエリートによる立法過程に対する恣意的操作の産物となる。

かくして、利益集団論と社会的選択論を含む公共選択論の立場からすれば、立法過程を通じて公平かつ一貫した合理的な法律が制定されるのは、むしろ例外的な場合に限られる。しかし、このような公共選択論の結論は、立法過程の働きを過度に悲観的に評価していると思われる。立法者は、公共選択論が前提とする私益の追求だけではなく、公益的の観点をもって立法を行う人間でもある。また、立法過程に対する利益集団の影響力にも限界がある。さらに、立法者はしばしば、さまざまな努力を払い、立法過程の安定性を高め、合理的で公平な法律を制定しようとしている。ただし、このことは、公共選択論の議論の有効性を全般的に否定するものにはならない。われわれは公共選択論、とりわけ利益集団論の議論を少々緩和修正すれば、これらの議論を、なぜ特殊な法律が成立したのか、またはなぜそれが成立し得るのかについての説明として大いに活用できると思われる。この結論は、健康・安全の確保や環境の保護などの社会

的規制ではなく、経済的な権益の創造・保護・移転に関連する経済規制法にとくに妥当する。

ともかく、公共選択論の研究結果は、現在の代表民主制の原理と意義に対し大きな疑問を提起すると同時に、立法過程の機能不全に対する改善策をわれわれに要請している。このような要請に答えて、法学研究者の間からは大まかに言って二通りの対応策が提案されている。一つは、経済立法にも厳格な違憲審査基準を適用することであり、もう一つは、裁判所による積極的な法解釈である。しかし、違憲審査に関する提言は、アメリカの裁判実務でさほど重視されていない。これに対して、法解釈の積極的な運用に関する提言は、裁判実務で実行され、学界でも大きな論争が繰り広げられている。第三章と第四章では、このような公共選択論の影響を受けて展開してきた法解釈論を検討した。

第三章「法の解釈と公共選択論(その一)——原意主義に基づく法解釈論」は、立法の優越や司法の自己抑制などを強調するリーガル・プロセスの法解釈論、新テキスト主義の法解釈論、R・A・ポズナーの法解釈論を取り扱うものである。ただし、このうちのリーガル・プロセスの法解釈論は、楽観的多元主義論に基づくものであって、公共選択論の発展と直接関係をもたないが、それが戦後のアメリカの支配的な法解釈論であること、最近の法解釈論の発展は多くの場合かかる法解釈論に対する反省と修正から出発したことなどにかんがみ、それを取り上げて検討することにした。リーガル・プロセスの法解釈論によれば、法の解釈に際して裁判所は、それに反する証拠が明確に指摘し

ていなかぎり、立法機関をもって合理的目的を追求する合理的人間によって構成されたものであると想定しなければならぬいとされる。その結果、法の解釈とは、そのような合理的な立法過程の産物である法律に内在する合理的目的を具現化し、それに適合するように法文の意味内容を明らかにする作業にはかならないと説明される。

リーガル・プロセスの法解釈論の影響を受けながらも、その楽観的立法過程観を批判し、公共選択論的な立法過程観に基づき法解釈論を展開したものと、新テキスト主義の法解釈論とポズナーの法解釈論がある。まず、厳格な文理解釈方法を提唱する新テキスト主義の法解釈論によれば、法の解釈とは一般市民の理解に基づき、かつ、他の関連する条項または法律と整合するように法規定の意味内容を確定する作業である。これによって、裁判官が法規定以外の資料により恣意的法創造を行うことは抑制され、立法者はより明白な文言を含有する法律を制定する必要性が生じる。次に、ポズナーの法解釈論によれば、法の解釈に際して裁判所は、法律制定時における立法者の立場に立ち、彼らの構想した立法意図や立法計画を再想像し、再解釈すべきであるとされる。したがって、立法者の意図が特定の利益集団の利益を促進することにあつたのであれば、裁判所もそのような意図に適合するように法律を解釈・適用しなければならないという。

こうして、原意主義の法解釈論者は、公共選択論で指摘される立法過程の機能不全の問題を認識しつつも、立法の優越などを重視する結果、良不良を問わず立法過程の産物を追認し現状

維持に偏ることとなる。彼らにとって、公共選択論の研究は、立法過程に関する実証的分析を提供しているものの、そこから直ちに司法に対する立法の優越を揺さぶるような規範的含意を引き出すことは困難であると評価される。

このような消極的姿勢に対して、第四章「法の解釈と公共選択論(その二)——非原意主義に基づく法解釈論」は、公共選択論の問題提起から一定の政治体制改革の含意を取り出している。それによれば、法律が特定の利益集団などの影響または操作の産物であれば、原意主義の解釈方法は、その法律に内在する不公正性・不合理性を法解釈の段階で具現化するのみならず、法律と法律との矛盾対立をも惹起することとなる。こうした不当な結果を回避するために裁判所は、社会的正義や憲法的秩序の維持といった観点から、積極的に公共的価値 (public value) を考慮して法の解釈を行わなければならないという。これによって、個々の事案で具体的正義が実現されるだけでなく、健全に機能していない立法過程の改善も期待できるというのである。このような主張を含む非原意主義の法解釈論には、立法過程において情報操作が一般化した事実注目し、法律の表向きの(建前の)公益的立法目的をできるだけ実現しようとするJ・R・メイシーの法解釈論、十分な議論と対話に基づく熟慮ある立法過程を促進しようとするC・R・サンスタインの新共和主義の法解釈論、および法の解釈におけるダイナミズム (Dynamic Statutory Interpretation) を強調するW・N・エスクリッジのネオ・プラグマティズムの法解釈論がある。これらの法解釈論の具体的内容にはいろいろなバリエーションが存在す

るが、一つの重要な共通点が見られる。すなわち、特定の利益集団などの影響または操作で成立した法律を前にしたとき、裁判所はかかる集団の不当な影響力およびそれに伴う富の移転の効果を減殺するように、当該法律を制限的に解釈しなければならぬということである。こうした主張はかなり魅力的であるが、多くの問題点を抱えている。

非原意主義の法解釈論者は、ややもすると裁判官を自己利益の極大化という人間像の例外とし、彼らに大きな政策形成権限を付与しがちである。しかし、裁判所に政策形成の役割を与えるには、それが立法機関よりも政策の形成に有能であるという判断が必要である。換言すれば、立法と司法の制度間の比較がなされなければならない。近代憲法の原理のもとでの裁判所の制度的適性 (institutional competence) は、法律に従い事後的に紛争の解決にあたることにあるとされる。そして主要な公共政策の形成の役割は、立法機関などの政治的部門に集中されている。福祉国家の登場に伴い、このような役割の分化現象は一層鮮明となり、多くの人的・物的資源が立法機関などに配分されてゆく。それにもかかわらず、立法機関の政策判断についての修正権限 (second-guess) を裁判所に与え、裁判所が公益的観点から当該政策判断を逐次再構成しなければならぬというものは、立法と司法のそれぞれの制度的適性を無視し、制度間の比較作業をなおざりするものである。現在の政府各部門間の役割分担、資源配分の状況が維持されるかぎり、裁判所による法の解釈は、立法機関の政策判断に忠実に従うべきである。本論文では、主としてこうした制度的適性ないし制度間の比較

の観点から、経済立法の解釈について原意主義の法解釈論の考えを正当と判断した。

第二部 ドイツ不正競争防止法における

価格広告規制と公共選択論

第二部では、UWG 6d 条と 6e 条の立法過程およびこれら二つの規定に対する BGH の解釈方法を主に論じた。UWG 6d 条と 6e 条は、一九八六年七月二五日の UWG の改正により導入された条項である。UWG 6d 条は、顧客一人あたりの購入数量の限定を内容とする広告を禁止し、UWG 6e 条は、事業者の自己新旧価格を対比して記載した広告を禁止する。二つの規定は、すでに改正作業のさなかから中小小売業者の利益を擁護し、市場経済制度の根本理念と競争法の基本原則に反し、一般消費者の利益を侵害する規定であると指摘されていた。

第五章「ドイツ不正競争防止法 6d 条と 6e 条の立法過程」では、一九八六年改正法に関する立法資料や議会での発言記録を詳細に調べた結果、UWG 6d 条と 6e 条が中小企業保護のために、そして中小企業の利益集団の強力な圧力のもとで、消費者団体などの反対を無視して制定されたことが明らかにされた。また、二つの規定をスムーズに成立させるために、立法過程では情報操作と票取引の戦略も利用された。

しかし、特定の利益集団の強い圧力のもとで、規制の妥当性や実効性をめぐる十分かつ合理的な議論を経ずに成立した UWG 6d 条と 6e 条は、結果的に、経済政策的にも法的にも多くの問題点と弊害を抱えることとなる。第六章「ドイツ不正競争

防止法六d条と六e条の問題点」では、現代経済社会における情報の重要性の無視、契約の自由・営業の自由および言論の自由等を定めた憲法規定に違反する可能性、公正かつ自由な競争の維持・促進を目的とするUWG規制体系との矛盾、EU域内の自由貿易を確保するローマ条約三〇条に適合しないこと、および誤った消費者像を規制の根拠に掲げていること、などの問題点に分けて検討を加えた。このような多くの問題点と弊害を抱えるUWG六d条と六e条は、やがて一九九三年五月一八日のEU裁判所の *Yves Rocher* 判決をきっかけに一九九四年八月一日UWG改正法により廃止された。なお、二つの規定の廃止には、*Yves Rocher* 判決に先立つBGGHの幾多の判決が重要な役割を果たしたという状況がある。

第七章「ドイツ不正競争防止法六d条と六e条における法の解釈」では、二つの規定に関するBGGHの解釈方法とその問題点を考察した。BGGHは第六章で取り上げた問題点を回避するために、非原意主義の法解釈論に類似する解釈方法を採用した。その結果、(1)立法者の意図した中小企業保護の目的は無視され、消費者に有利な解釈結果が生じ、(2)UWG六d条と六e条に違反する事例は例外的な場合にしか起こらず、二つの規定は死文化し、最終的に廃止されることとなった。こうして、BGGHの法解釈方法は、UWG六d条と六e条が具体的事件に適用される際生じた不当な結果を強制的に是正したのみならず、二つの規定の廃止にも大きな影響を与えた。このようなBGGHの解釈方法、そしてその効果は、法解釈との立法過程との相互関連を例証し、立法過程の実態ないし規制の失敗を考慮した法解釈論

の展開の必要性を説いている。

ところが、UWG六d条と六e条に関するBGGHの法解釈方法には、少なくとも次の三つの重大な問題点が存在する。(1)BGGHの法解釈方法に従えば、立法過程で自己の要求を通せなかった集団は、裁判過程を通じてその要求を満足することができなくなる。これでは、憲法で定められている請願の権利が、法解釈の段階で裁判官個人の判断により暗黙的に否定されることとなり、立法過程の存在意義はあいまいとなる。(2)法律制定後、その立法意図や目的が裁判所により変更されうるすれば、立法機関は法律の制定を怠るか、慎重な審議を行わずに利益集団の要求を全面的に受け入れて法律を制定し、当該法律の社会的妥当性の調整を裁判所に任せるといった状態に陥るかも知れない。このような法解釈方法は、健全な立法過程を促進するとはいえない。(3)立法機関は社会的弱者の扶助や公正などを考慮し、競争政策や消費者政策よりも中小企業保護政策を優先すべきという観点から、UWG六d条と六e条を制定したとも考えられる。他方BGGHは、このような国全体の社会政策と経済政策との調和やバランスを図る能力と資源をもたない。よって、立法機関の政策判断と異なる解釈をBGGHが実施した場合、公共政策全体の調和やバランスが攪乱されるおそれが強い。

第二部全体の検討を通じて、公共選択論とその影響を受けて展開された法解釈論はドイツの事例に適用される際かなりの有効性をもつことが明らかになったが、次の五つの事項または限界が留意されるべきである。(1)議員個人を中心とするアメリカの立法過程と異なり、ドイツでは強い拘束力をもつ政党ないし

会派を中心に立法過程が運営されているので、各政党を分析単位とすることで立法過程の結果をより正確に予測できる。(2) 政党が立法過程の運営の中心に位置しているため、その支持基盤が立法の結果を大きく左右する可能性がある。(3) 連立政権という特徴をもつドイツの政治環境においては、票取引がより容易に行われうる。(4) 「外圧」が法律の改廃に際して決定的な役割を演ずることがある。(5) 利益集団が立法過程でその要求を通して、裁判過程でそれが覆される可能性があり、その結果、立法過程だけでなく、裁判過程をも含めて研究を進める必要がある。以上の五点は、日本で公共選択論の議論を利用する際留意すべき事項でもある。

第三部 日本法と公共選択論

第八章「日本法と公共選択論」では、第一部と第二部の研究成果を踏まえつつ、現在の日本の法解釈論の議論を検討し、あるべき経済法解釈論、そしてその一環としての経済立法法における違憲審査のあり方を提示した。

まず、現在の日本の法解釈論の議論状況を、利益衡量論に基づく法解釈論、議論に基づく法解釈論、および丹宗昭信教授の社会法(経済法)解釈論に大別して検討した結果、次の三つのことが明らかになった。

(1) 現在の日本の法解釈論は、私人間の権利義務関係の調整や紛争解決を中心として展開されている。筆者は、このような民事紛争の解決については裁判所に適性があると考えており、この限りで裁判所による法創造活動が認められてよいと捉えている。

る。

しかし、(2) そのような法解釈論をただちに公共政策の形成に深く関連する経済法などの解釈に持ち込むことは、裁判所の制度的適性ないし制度的制約を超えたものであって、妥当ではない。それにもかかわらず、現在、異なる類型の法律とそれに関する裁判所の制度的適性に応じて法解釈論を展開することが十分かつ系統的になされているとは言い難い。

(3) 法の解釈とは、立法過程の産物である法律を理解する作業であるので、立法過程の実態やあり方についての認識または主張との関連で法解釈論を展開する必要があるが、現在、このような議論の仕方はほとんど見られない。

以上のことから、本論文では立法過程の実態を考慮し、裁判所の制度的適性にふさわしい経済法解釈論を提唱することにした。そこでは、裁判所は、立法機関を経済政策の定立や形成に関する第一次的な責任者として尊重し、その意図した政策目的を実現する機能を営む。そこでの経済法解釈論の具体的内容は、次の二段階からなる。

1、裁判所は、解釈の対象である法律または個々の条項がいかなる政策目的をもっているかを確定する。

2、裁判所は、法規定の文法的意味が許すかぎり、第一の段階で確定された政策目的を最も実現できるようにそれを解釈する。

筆者の提示した経済法解釈論が従来の法解釈論と最も異なるのは、それが立法者と利益集団の「取引」を尊重し、その意図した目的に即して法解釈を行うところである。そして、

一つの法律には異なる政策目的が同時に存在することを認め、法律から論理的の一貫性をもつ目的を作り上げて、それに従い法律を「合理化」する現在の法解釈論の傾向を拒否する。たとえば、UWG 6d条と6e条の適用に際してBGHは、立法者の意図した中小企業保護の目的に適合するように二つの規定を解釈すべきであり、公正かつ自由な競争の促進や消費者の保護といったUWG 6d条と6e条の立法趣旨とかけ離れたUWG全体の目的に即して解釈を行うべきではなかった。なぜなら、立法過程への参加または関与を有意義なものにするためには、特定の集団が立法過程を通じて何らかの利益を獲得した場合に、その後その利益が法解釈の段階で剝奪されることがあってはならないからである。法律は憲法違反でないかぎり、それがたとえ特定の集団に不利益をもたらしたとしても、裁判所は立法機関の政策判断を尊重し、その意図した目的に従い法律を解釈すべきである。

むしろ、公共選択論により提起された立法過程の機能不全の諸問題は、もはや看過しえない領域に属する。しかしながらその対応策は、法解釈に求められるのではなく、立法審議過程の欠陥を直接指摘し、その改善を要請する違憲審査を通じたものであるべきである。経済立法に関していえば、その立法過程への利害関係者の参加または関与が特定の利益集団または立法者の行動により不当に妨げられる場合、裁判所は従来の違憲審査基準よりも、厳しい基準をもって審理すべきである。この場合、裁判所は、法の解釈における非原意主義の主張のように立法機関に代わって政策判断を行うのではなく、立法過程に欠陥があ

るためにもう一度適正な審議過程をもって政策判断を行うよう立法機関に要請することとなる。それは、「適正手続」(due process of law)などに見られるように、手続審査の専門家である裁判所が、適正な過程か否かの判断に関して「適性」をもっていることに裏付けられる。

こうして、実体的政策判断の当否よりも、利害関係集団の立法過程への参加または関与が適正に保障されるか否かに注目し、そのような参加または関与を促進し有意義なものにするところへと、上記の経済法解釈論と経済立法に対する違憲審査のあり方は収斂される。これが果たされることにより、本論文の冒頭で問題提起した立法過程の動態性、規制の失敗をも考慮した経済法解釈が可能となる。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 経済法学と公共選択論

——ドイツ不正競争防止法における
価格広告規制を素材として——

審査員 石原 全

川村 正幸
山部 俊文

一 本論文の課題と構成

現在、各種経済立法が注目を集めているが、従来の法解釈理論は、民法をはじめとする権利義務関係を規律する規範を念頭において展開され、特定の政策目的との結び付きが強固な経済法を対象とする法解釈理論の展開は不十分であった。また、今日の各種経済立法は、動態的な政治・立法過程の産物であると言いつても、それを法解釈上どのように位置付けるのかは未だ明らかでなく、経済法解釈において立法過程の実態はとりたてて考慮されていない。本論文は、このような状況において、米國で展開されてきた「公共選択」(public choice)の理論とその影響を受けて展開された法解釈理論を検討し、さらにドイツ不正競争防止法の価格表示規制等の立法過程・解釈方法を検討することを通じて、現在の日本の経済法解釈の理論状況を検証し、経済法解釈について申請者の見解を提示することを目的とする。

本論文は三部八章からなり、それに序論と「むすび」が付されている。本論文の構成は次の通りである。

序論 課題と構成

第一部 立法過程、法解釈学と公共選択論

第一章 立法過程と公共選択論(その一) — 利益集団論

第二章 立法過程と公共選択論(その二) — 社会的選択論

第三章 法の解釈と公共選択論(その一) — 原意主義に基

づく法解釈論

第四章 法の解釈と公共選択論(その二) — 非原意主義に

基づく法解釈論

第二部 ドイツ不正競争防止法における価格広告規制と公共

選択論

第五章 ドイツ不正競争防止法六d条と六e条の立法過程

第六章 ドイツ不正競争防止法六d条と六e条の問題点

第七章 ドイツ不正競争防止法六d条と六e条における法

の解釈

第三部 日本法と公共選択論

第八章 日本法と公共選択論

むすび

二 本論文の内容

第一部「立法過程、法解釈学と公共選択論」では、まず、立法過程に関する公共選択論による分析が利益集団論(第一章)と社会的選択論(第二章)に大別して取り上げられ、立法過程の機能不全の実態とその原因が検討される。

第一章「立法過程と公共選択論(その一) — 利益集団論」では、利益集団が立法過程に対して影響力を行使し得るメカニズムが、利益集団の態様と立法者(代議員)の行動様式の視点から明らかにされている。立法者は(再)当選をはかるために、利益集団からの要求を可能な限り満足させなければならないが、あらゆる利益集団が同程度の影響力を行使できるのではなく、消費者団体のような組織力の弱い大規模集団よりも、事業者団体をはじめとする組織力が強く、フリーライダーの問題を克服しやすい利益集団が立法過程において大きな影響力を行使することができる。一般有権者ないし消費者団体などがそのような利益集団の影響力を阻止する行動に出る誘因は乏しく、その結

果、比較的小規模な利益集団の利益を保護する法律が多く制定されることとなる。利益集団論が示すところによれば、本来ならば多数の人々の意思を反映すべき立法過程が、特定の利益集団及びその利益を代表する立法者によって影響を受け、公益の実現を阻害する結果をもたらすに至る。

第二章「立法過程と公共選択論(その二)——社会的選択論」では、社会的選択論の視点から立法過程の問題点が分析される。その中心となるのはアローの「一般可能性定理」であるが、それによると、首尾一貫した合理的な判断を形成する民主的な決定手続は論理的に存在しないとされる。社会的選択論の視点から見れば、立法過程それ自体が不安定で予測できないものとなり、制定された法律の多くは、政党のリーダーや議会のリーダーなどの少数の者による恣意的操作の産物となり、首尾一貫した合理的な内容の法律が制定されるのは、むしろ例外的な場合に限られることになる。

黄氏は、これら立法過程に対する公共選択論の分析について、立法過程の働きを過度に悲観的に評価しているとし、そのまま受け入れることはできないとするものの、基本的には公共選択論の議論の有効性を肯定し、特定の利益集団を擁護するような反公益的な法律が制定されることについて説得力のある論拠を提供していると結論づける。

次いで、公共選択論の研究成果に触発されて展開された法解釈理論を、法律の文言や立法目的に忠実な法解釈を主張する原意主義の法解釈理論(第三章)と社会情勢の変化や社会正義ないし衡平などを考慮して弾力的な法解釈を主張する非原意主義

の法解釈理論(第四章)とに整理して、検討が加えられる。

第三章「法の解釈と公共選択論(その一)——原意主義に基づく法解釈論」では、原意主義の法解釈理論として「リーガル・プロセス」の法解釈理論、新テキスト主義の法解釈理論、ポズナーの法解釈理論が取り上げられる。「リーガル・プロセス」の法解釈理論によれば、法の解釈とは、法律に内在する合理的目的を具現化し、それに適合するように法文の意味内容を明らかにする作業にはかならないと説明される。新テキスト主義の法解釈理論によれば、法の解釈とは、一般市民の理解に基づき、かつ、他の関連する条項または法律と整合するように条文の意味内容を確定する作業と説明される。従って、厳格な文理解釈が主張され、裁判官が法規定以外の資料により恣意的な法創造を行うことは否定される。ポズナーの法解釈理論によれば、法の解釈に際して、裁判官は、法律制定時における立法者の立場に立ち、その立法意図を再想像し、再解釈すべきであるとする。従って、立法者の意図が特定の利益集団の利益を促進することになれば、裁判官も当該意図に適合するように法解釈を行わなければならないとする。原意主義の法解釈理論と立法過程の機能不全を指摘する公共選択論の関係について、黄氏は、そこでは公共選択論が立法過程に関する実証分析と把握されており、直ちに司法に対する立法の優越を脅かすような規範的含意を引き出すことは困難であるとの立場が採られていると見る。

第四章「法の解釈と公共選択論(その二)——非原意主義に基づく法解釈論」では、非原意主義の法解釈理論として、法律の表向きの(建前の)公益的な立法目的をできるだけ実現しよう

とするメイシーの法解釈理論、法解釈を通じて十分な議論と対話に基づく立法過程の実現を促進しようとする新共和主義の法解釈理論、法文言や立法目的等の特定の根拠から演繹的に解釈を引き出す方法を否定し、法解釈を社会的状況やシステム全体との整合性等をも含めた総合的な考察を通じてなされる実践的推論の過程と捉えるネオ・プラグマティズムの法解釈理論が取り上げられる。これら非原意主義の法解釈理論について、黄氏は、それらが公共選択論の問題提起から一定の規範的含意を引き出し、法解釈を通じて不健全な立法過程の産物である法律に存在する問題点を是正しようとするだけでなく、立法過程そのものの改革をも目指すものと見る。そして、特定の利益集団の影響または情報操作によって成立した法律について、制限的な解釈を志向する共通点を有しているとする。

以上の法解釈理論に対する詳細な検討を踏まえて、黄氏は、主として裁判所の制度的適性 (institutional competence) の観点から、特定の政策と結び付く経済法の解釈については基本的に原意主義的な法解釈理論を採るのが正当であると結論づける。

第二部「ドイツ不正競争防止法における価格広告規制と公共選択論」では、第一部で検討された公共選択論及びそれに触発されて展開された法解釈理論に照らして、ドイツ不正競争防止法(以下、UWG)における購入数量限定広告の規制(六d条)及び価格表示規制(六e条)の立法経緯及びその解釈(方法)に検討が加えられている。

第五章「ドイツ不正競争防止法六d条と六e条の立法過程」

では、UWG六d条及び六e条が新設された一九八六年改正に関する政府草案理由書や委員会議事録等の資料が詳細に分析され、両規定が中小企業(中小小売業者)の利益集団の圧力のもとで、中小企業の保護を実質的な目的として、そして消費者団体などの反対を押し切って制定されたことが明らかにされている。さらに、その立法過程においては、情報操作及びログロリング(票取引)も併せて行われたことを明らかにしている。黄氏は、これらの検討を通じて、米国で展開されてきた公共選択論による立法過程の分析が多少の修正を要するとしても米国以外においても基本的に説得力を有しているとする。

第六章「ドイツ不正競争防止法六d条と六e条の問題点」では、第五章で明らかにされた経緯を経て制定されたUWG六d条・六e条の有する問題点が検討される。黄氏は、両規定の問題点として、①現代経済社会における情報の重要性が無視されていること、②契約自由、営業の自由及び言論の自由の観点からその合憲性に疑問があること、③公正かつ自由な競争の維持・促進を目的とするUWGの規制体系と矛盾すること、④EU域内の自由貿易を確保するローマ条約三〇条との適合性に疑問があること、⑤不当な消費者像を規制の根拠に掲げていること等を挙げる。次いで、EU裁判所のYves Rocher判決(一九九三年五月一八日)を直接の契機として、一九九四年のUWG改正によりそれら両規定が削除された経緯が明らかにされているが、両規定の削除には、Yves Rocher判決に先立つドイツ連邦通常裁判所(以下、BGH)のいくつかの判決が重要な役割を果たしたことも指摘される。

第七章「ドイツ不正競争防止法六d条と六e条における法の解釈」では、両規定に関するBGHの解釈(方法)とその問題点が取り上げられる。黄氏は、両規定に関するBGHの判例を詳細に分析し、BGHが右に示した両規定の問題点を回避するために、非原意主義の法解釈理論に相当する解釈方法を採用したと見る。そして、その非原意主義的な解釈によって、立法者の意図した中小企業保護の目的は無視され、両規定が適用される事例は例外的な場合に限られることとなり、両規定の削除以前からそれらが既に死文化していた状況にあったことが明らかにされる。

このように、BGHは、UWG六d条及び六e条が具体的事件にそのまま適用される際に生じ得る不当な結果を回避したのみならず、両規定の削除にも大きな影響を与えたと言い得るが、黄氏は、両規定に関するBGHの法解釈方法は、次のような問題があるとする。すなわち、①立法過程で自己の要求を実現できなかった者も、裁判過程を通じてその要求を実現することが可能となり、立法過程の存在意義があいまいとなること、②一国の社会政策や経済政策の調和・バランスを図る能力と適性に欠けるBGHが解釈を通じて立法府の政策判断を否定することは、公共政策全体の調和・バランスを攪乱するおそれ強いこと等である。

第三部では、第一部と第二部の研究成果を踏まえ、現在の日本の経済法解釈理論が取り上げられる。第八章「日本法と公共選択論」では、まず、現在の日本の法解釈理論の状況について、代表的な見解として、利益衡量論に基づく法解釈理論、議論に

基づく法解釈理論(平井宜雄教授・田中成明教授)、丹宗昭信教授の社会法(経済法)解釈理論が取り上げられ、その特徴ないし問題点として次の四点が指摘されている。①法解釈における裁判官の積極的役割が期待され、裁判官の法創造に好意的であること、②司法の制度的適性から由来する制約の視点が乏しく、公共政策と結び付いた経済法の解釈についても裁判官の積極的な役割を期待する傾向があること、③法解釈理論が私人間の権利義務関係を規律する紛争解決型の法律を主たる対象として展開され、政策実現型の法律の特性に対応した法解釈理論の展開が不十分であること、④立法過程の実態に対する考慮が少なく、立法過程の実態やあり方についての認識又は主張との関連で法解釈理論を展開していないことである。これらの点を踏まえ、黄氏は、立法過程の実態を踏まえた、裁判官の制度的適性にふさわしい経済法解釈理論を主張する。すなわち、裁判所は立法府を政策形成に関する第一次的な責任者として尊重し、立法府の意図した政策目的を最も実現できるような解釈を採るべきであるというものである。その手順として、黄氏は、次の二段階からなる解釈理論を展開する。第一に、裁判所は、解釈の対象である法規定がどのような政策目的をもっているかを確定し、第二に、裁判所は、文理的意味が許すかぎり、第一の段階で確定された政策目的を最も実現できるように解釈するというものである。この場合、黄氏は、一つの法律に異なる政策目的が存在することを認め、当該法律から首尾一貫した合理的目的を作り上げて法律を「合理化」する法解釈を否定する。本論文での検討材料となったUWG六d条と六e条について言えば、

BGHは、立法者が意図した中小企業保護という目的に適合するように両規定を解釈すべきであり、公正かつ自由な競争の促進や消費者の保護といった、両規定の現実の立法目的とは異なるUWG全体の体系・目的に即して解釈を行うべきではないとする。そして、立法過程の機能不全の問題や右の解釈方法を採用することによって生じ得る不当な結果について、黄氏は、法解釈による是正ではなく、厳格な違憲立法審査によって対応すべきであると結論づけ、その基準を提示する。

三 本論文の評価と問題点

本論文の評価されるべきところとして、次の点を挙げる事ができる。

第一に、経済法について従来の法解釈理論とは異なる法解釈理論を展開する必要性を示し、かつ、それを具体的に展開している点である。従来の法解釈理論は民法をはじめとする権利義務関係を規律する法規範を念頭に置いて展開されてきたと言えようが、黄氏は、特定の政策目的と結び付く経済法については、従来の利益衡量論に代表される法解釈理論を採ることは適当でないとし、立法目的・意図をより重視し、立法過程を考慮に入れた解釈方法を採用することを提唱する。法律の類型(紛争解決型か政策実現型か)の相違はかねてより指摘されていたものの、本論文では、これを法解釈理論の局面において展開させている点で、従来の研究をさらに前進させるものとして高く評価される。また、違憲立法審査のあり方と関連させて経済法の法解釈理論を展開している点も注目に値する。

第二に、本論文が立法過程に対する公共選択論の研究成果及び近時の米国での法解釈理論の展開を踏まえて経済法の法解釈理論の検討を行っている点が挙げられる。米国において展開された公共選択論は、法解釈理論にも影響を与え、様々な見解が主張されているが、黄氏は、立法過程に対する公共選択論による分析の状況及び米国の法解釈理論の状況について、錯綜する学説を的確に整理・分析して所論を展開しており、本論文の大きな成果となっている。また、黄氏は、公共選択論及びその影響を受けた法解釈理論が米国の政治制度・司法制度を前提として展開されていることを踏まえ、そのドイツ及び日本での適用についての限界を常に意識して慎重に所論を展開している点も、的確な研究姿勢として高く評価される。もっとも、黄氏の経済法解釈理論の展開において、公共選択論がどのように位置づけられるのかについては、後述するように、やや不明確なところもある。

第三に、ドイツUWGの価格表示規制及び購入数量制限広告の規制に関して、本論文は、立法に関する一次資料を収集して詳細な検討を加えるとともに、規制の展開についても綿密に整理・分析しており、価格表示規制及び購入数量制限広告の規制それ自体の研究として、高く評価される点も挙げられる。価格表示等については、わが国では独占禁止法・景品表示法及び不正競争防止法等によって規制され得るが、比較法的研究が十分な問題領域である。本論文はそれらに関する外国法研究としても極めて質の高いものとなっている。

このように本論文は高く評価されるものであるが、次のよう

な問題点もある。まず、黄氏の経済法解釈理論の展開と公共選択論の関連性にやや不明確な点があることである。黄氏は、公共選択論の分析によって得られた立法過程の機能不全という帰結を重視しているが、それにも拘らず、権力分立及び裁判所の制度的適性という理由付けにより、そのような立法過程を通じて成立する法律をそのまま受容して解釈することを裁判所に求めている。この点で、黄氏の立論における公共選択論の位置付けは必ずしも明らかではない。次いで、本論文は、経済法について法制定時の立法府の真実の立法目的・意図に忠実に解釈することを提唱するが、何が立法府の真実の立法目的・意図であったかを確定する作業が困難な場合も考えられ、また、具体的な争訟においてそれを確定する手続的側面にも検討すべき問題が残されていることも指摘されよう。さらに、経済法において一般条項的な規定がなされている場合について、立法目的・意図に忠実な法解釈と言うだけでは解釈理論として不十分ではないかとの疑問も残る。その他、本論文ではいくつかの理由に基づき日本の経済法解釈の実例を掲げること断念し、ドイツ

WGの価格表示規制等を題材にして所論を進めているが、事例選択として適切であったかどうかという疑問も残る。

本論文は、経済法を対象とする法解釈理論の提示というわが国において未開拓の領域に踏み込む野心的な論文である。未開拓の領域であるが故に、本論文は、その論理の展開を含め、右に示したように問題点も残されているが、多数の経済規制法が制定されている今日、その法解釈理論の展開は(経済)法学者が早急に取り組むべき課題であり、本論文はその先駆的業績として高く評価されるべきものである。右に示した問題点も、本論文の価値を損なうものではなく、むしろ今後展開される研究における課題と言うべきものである。

四 結論

審査員一同は、以上の評価と口述試験の結果に基づき、黄銘傑氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与するのが適当であるとの結論に達した。

平成八年三月一三日

〔博士論文要旨〕

与えられた独立への道

—— 独立法問題をめぐる米比関係史の研究 (一九二九〜四六年) ——

小論は、一九三四年独立法で定められた独立の期日と諸条件の変更、すなわち独立法改正問題を中心とする米比関係史を—— 独立問題が米國議會で本格的に検討されはじめた一九二九年を起点として、一九三四年独立法の予定通り一九四六年七月四日にフィリピン共和国が独立するまでの約一七年間について—— 検討する。その考察を通じて、フィリピン併合（一八九八年）から在比米軍撤退（一九二九年）まで約一世紀にわたって継続した米國とフィリピン・エリートの協力関係の構造的性質を國際關係史の視点から検討し、一九三〇年代からアジア・太平洋戦争に到る國際環境のなかで他に先駆けて独立への道を歩んだフィリピンの國家形成が、主として米國のフィリピン政策によってどのような影響を受け、条件づけられたのかを明らかにすることが小論の目的である。

以下、序論・各章・結論の要旨を述べる。

中 野 聡

序論

序論では小論の主題とその研究の意義を述べた。

従来の研究では独立法成立から共和國独立に到る時期の米比關係史は軽視されてきた。小論は、この時期に注目することによって、近年のフィリピン史研究の著しい傾向である—— フィリピンの「失敗」の構造的な原因としての—— エリートの連続性に注目する諸研究のふたつの問題点、すなわち、(a) エリートの国内的存在形態に注目する社会史的研究がフィリピンの國家形成に与えられた外部（米國支配・國際環境）の影響を過小評価しがちな傾向があること、(b) 米國とフィリピン・エリートの協力關係に着目する政治外交史的研究が、米國の利害関心とエリートの思惑が一致した局面を固定的に評価しがちな傾向があることに対して、國際關係史の立場から新視点を提起することをねらいとした。

第1章 「フィリピン独立問題の構図」

本章では、まず、ヨーロッパ・日本など他の帝国主義諸国の植民地独立問題とは異なり、宗主国議会が積極的に植民地放棄立法を成立させるに到ったフィリピン独立問題の特異な構図を、宗主国(米国)と植民地(フィリピン)それぞれの国内事情に注目して検討した。米国側については米国議会記録と米比貿易関係に関連する統計などを主な資料として用いて独立問題の経済的構図を分析し、フィリピン側については、エリート形成史・民衆史の既存研究の整理とフィリピン議会史の分析を行った。そして、一九二九年関税法公聴会を契機として、米国議会が植民地放棄論が高まる経緯を概観した。

併合当初から米国ではフィリピン領有に賛否両論があり、領有支持の論拠となった(1)極東における通商・軍事「基地」としてのフィリピンの意義、(2)「白人の責務」論、(3)植民地経営の利得のいずれもが、米国社会全体としては十分な説得力を持たなかった一方、フィリピンからの農産物や移民の流入を警戒する保護主義的・移民排斥主義的植民地放棄論が存在した。そして一九二〇年代後半、米比相互無関税貿易による農産物輸入の急増と、移民法上の例外措置による移民の急増が現実のものになると、米国議会ではその制限を求める動きが活発となった。米国の場合、植民地領有は国内諸利害や社会秩序と深刻な摩擦をもたらしたのである。

これに対して植民地を政治的に代表するフィリピン議会は、農産物輸入制限による不利益を度外視して即時・無条件・完全

独立の主張を貫いた。その結果、一九三〇年関税法の成立後、米国議会ではとくに無関税特恵の廃止を目的として独立法の成立を求める動きが強まった。植民地期を通じてフィリピン議会をほぼ独占したのは、輸出農業を掌握する大地主を頂点とする諸島全土の植民地エリートであり、彼らは米比相互無関税貿易のフィリピン側の最大の受益者でもあった。それにもかかわらずフィリピン議会在が独立の大義を優先させた姿勢には、スペイン統治末期から米国統治下にかけて、つねに独立運動を通じて、より上位の権力・権威・経済力を獲得してきたエリートの形成史が反映していた。さらに、「コロム」、サクダリスタ党などの反エリートの色彩をもつ急進民族主義運動が民衆の間で無視できない影響力をもったことがエリートに与えた政治的・心理的圧力も大きかったのである。

第2章 「独立法の成立とコモンウェルスの発足」

第2章では、一九三三年一月にフーバー大統領の拒否権行使を乗り越えて成立した一九三三年独立法が、フィリピン議会の同一決議拒否によって失効するなどの紆余曲折を経ながら、「法案の不完全で不平等な点については、適切な公聴会をへて両国民にとって公正な修正が行われることを確信する」というローズヴェルト大統領声明を独立法改正交渉を行う言質として、一九三三年独立法とはほぼ同一内容の一九三四年独立法をフィリピン議会が受諾、一九三五年には一〇年後の完全独立を予定する自治政府としてコモンウェルスが発足するに到った政治過程とその背景を分析した。また本章では、前章で検討した独立問

題をめぐる米比双方の諸利害が、独立法審議にいかなる対応を示したのかを検討するとともに、一九三〇年以降、次第に極東問題と結びつき始めた独立問題の性格の変化に注目した。

第3章 「コモンウェルス自立の課題——貿易・

財政問題をめぐって——」

一九三四年独立法にしたがって一九三五年に発足した自治政府コモンウェルスは、一九三〇年代後半という世界的危機の時代に、独立に先立って国家形成と経済自立の課題に直面した。とくに経済面では、独立法は、独立に到る移行期間の前半五期間はほぼ現状を維持する無関税割当貿易を認めたものの、移行期間後半期には一般関税比で五％から二五％まで段階的に上昇する輸出税賦課プログラムをフィリピンに課し、独立と同時に植民地特惠を全廃することを定めており、フィリピンは経済自立のための急激な「経済調整」を強いられることになった。そこで第3章では、コモンウェルス戦前期（一九三五—四一年）のフィリピンの国家と経済の歩みを、「経済調整」問題と政府財政問題を中心に検討した。

まず、本章は、独立法成立後のフィリピン輸出農業をとりまく貿易環境を分析することによって、「経済調整」を実施する客観条件が存在しなかったことを明らかにした。独立法によって特惠の廃絶を近い将来に迫られていたにもかかわらず、一九三〇年代後半のフィリピン輸出農業は、砂糖割当制度や椰子油物品税特惠など、米国議会が独立法成立後にあらたに行なった諸立法において、むしろ新たな植民地特惠を供与されて、従来か

ら輸出の全量を米国市場に向けていた砂糖・椰子油に加えて、世界市場向け生産を行ってきたコブラなども米国市場における地位を安定・強化させた。主要商品が「特惠漬け」されたこのような貿易環境にあって、植民地の経済自立に向けた構造調整を進めることは至難の業であった。その一方、従来、米国では重視されてこなかった対フィリピン無関税輸出もまた、世界経済ブロック化のなかで米国輸出貿易にしろる比重を増した。このような状況のもとでフィリピン経済は、コモンウェルス戦前期を通じて米国市場依存からの脱却の展望を見いだすことはできなかつたのである。

本章は、次に、コモンウェルス発足後、フィリピンの政府財政が米国への依存をむしろ深めた事情を、いわゆる「ウィンドフォール」財政問題に注目して分析した。一九三七年に始まった椰子油税基金の歳入移転によって、フィリピンはあらたに、従来は植民地の独立探算の原則が貫かれてきた国家財政面でも、米国からの「ウィンドフォール」に対する依存を深めた。それは、コモンウェルス戦前期における新規の経済事業・公共社会事業の大半の資金源となつただけでなく、一九三〇年代を通じて高揚した民衆運動に対して植民地エリートが支配を維持する費用を賄う役割をも果たし、エリートの民衆支配の基礎に対米依存体質が入り込むことになつた。総じて言えば、米国支配固有の環境の中で、コモンウェルス戦前期を通じて植民地エリートは——経済力の源泉と体制維持費用の財源の両面において——対米依存体質をむしろ深めたのであつた。

第4章 「独立法改正問題の展開」

一九三四年独立法の手続きに従う限り、米比の依存・従属関係は一九四六年をもって断絶されなければならなかった。そして、ローズヴェルト大統領の「独立法見直し」の約束にしたがって一九三七年に開始された独立法改正交渉では、米国政府・議会とコモンウェルス政府ケソン政権の間で、依存・従属関係の延長の是非が問われることになった。そこで本章では、米比両政府関係の各種一次史料に依拠して、まず、米国政府の対フィリピン基本政策要綱(一九三七年二月)の背景を分析し、続けて、ケソン訪米からJPCPA(フィリピン問題合同準備委員会)の報告調印に到るまでの米比交渉(一九三七年二月～一九三八年五月)、さらに一九三九年経済調整法が成立するまでの政治過程(一九三八年二月～一九三九年八月)を分析した。

難航した米比交渉の末、一九三八年五月に調印されたJPCPA勸告案は、移行期間後半期(一九四一―四六年)に五%ずつ漸増する輸出税賦課プログラムを独立後に連続させて一九六〇年に特惠を全廃する関税特惠漸減プログラムを主な内容とするもので、同案に基づく独立法改正案が一九三九年一月に米国議会に提出された。しかし、中立法改正問題をめぐる紛糾の影響などを受けて、結局、一九三九年八月に成立した一九三九年経済調整法からは独立後のプログラムは削除され、移行期間後半期に関する貿易条項の微修正や「ウィンドフォール」基金の管理強化などを定めるにとどまった。

以上の政治過程は、米国とフィリピン植民地エリートの間

協力関係を独立後に延長するための政治的条件が、経済の実態における依存・従属関係の深まりにもかかわらず、この時点では依然として熟していなかったことを示していた。当時、米国政府のフィリピン政策は互恵通商政策との整合性を優先するセイヤー國務次官補の主導の下におかれ、フィリピンを近い将来は一般の外国と同等に扱い、キューバのような特殊権益地域としては扱わない点で一貫していた。一方、部局としてフィリピンを担当した國務省極東部は、フィリピンを極東における「外交上の武器」として捉え、対日政策への影響を考慮してフィリピンの放棄・維持は結論を出してはならない問題であり、結論を出さずに選択肢として残しておくことが米国の「国益」に合致するという発想からフィリピン問題に対応した。そして米国議会では、保護主義的植民地放棄論の圧力が弱まる一方、孤立主義的植民地放棄論の動きが強まり、独立後への特惠延長の容認と独立の大幅繰り上げを抱き合わせにした立法の動きが見られる事態となった。このように米国政府・議会では、フィリピン政策決定の入力要素となっていた互恵通商・極東政策・議会の立法・大統領の政策のいずれもが、フィリピン自体には内在しない要因に大きく左右されたため、結果として、フィリピン側からみると整合性を欠く曖昧な政策が出力される、あるいは政策決定が「先送り」される傾向が見られた。

これに対して、コモンウェルス政府のケソン大統領は、独立法改正交渉の開始当初には独立の繰り上げを主張、JPCPA報告調印前後にはマクナット高等弁務官の独立「再検討」論に賛意を示し、さらに経済調整法の審議中には再び独立繰り上げ

論に与するなど対応に揺れが見られた。それは、植民地エリート政治家として経済・財政上の特殊関係の延長を最大限に求めたケソンが、飛躍した攻勢的政治手法によって、フィリピン側から見て最大の利得を追求しようとした行為として解釈することができる。しかし、米国政府・議会は、それぞれがより重要だと考える政策決定との整合性を重視することによって、フィリピン独立のあり方について結論を出すことを「先送り」にしたのであった。

第5章 「第2次世界大戦『非参戦』期の米比関係」

本章は、ヨーロッパにおける第二次世界大戦の勃発から日米開戦に到るまでの米比関係（一九三九〜四一年）について、とりわけ経済面での米比関係の「非植民地化」が米国の「国益」に一致すると考えたセイヤー高等弁務官と、戦争の危機が高まるなかで米比特殊関係を維持するリスクとコストの負担を米国に求めたケソン大統領、また「基地」としてのフィリピンの位置づけを重視するようになった米国政府との間の意見の齟齬や摩擦に注目して、米比両政府関係の一次資料を中心に政治過程の再構成を試みた。

本章では「ケソン・セイヤー摩擦」を主として三つの側面から検討した。すなわち、(1)内外の危機に対応して権威主義的集権体制の確立を急いだケソン政権に対してセイヤーは、その「民主主義からの離脱」を厳しく批判した。それは単なる理念上の問題ではなく、ケソンを「米国に対する忠誠心がまだ証明されていない機会主義者」とみてその親「ファシズム」的傾向

を警戒するセイヤー（周辺）の不信の念を背景とするものであった。(2)防衛計画財源への「ウィンドフォール」基金の転用について、ケソン政権は新規「ウィンドフォール」である砂糖税・ドル切り下げ両基金の転用を求めたが、第3章で検討した、椰子油税基金に基づくコモンウェルス政府の経済政策の成果を疑問視するセイヤーは、両基金の転用に批判的であった。さらに、民間防衛計画財源の負担について、ケソンは新規「ウィンドフォール」からの転用すなわち米国の負担を求めたのに対して、セイヤーはフィリピン側の「自主財源」すなわち椰子油税基金からの転用を求めて対立した。(3)これらの対立の背後にあったのが、「経済調整」をめぐる摩擦であった。コモンウェルス政府は、第二次世界大戦勃発後の世界情勢によって「経済調整」は不可能になったとして、米国に対して独立法の再改正を求めた。これに対してセイヤーは、「経済調整」の失敗はコモンウェルス政府が真剣な努力を怠ったことが原因であるとして批判した。そして、第二次世界大戦に対応した米国の貿易・海運統制の強化にともなってフィリピンから米国への砂糖輸出の削減が余儀なくされた事態に対して、セイヤーは、これを米比関係上の懸案であった砂糖問題解決の好機と見て、大胆な砂糖減産プログラムを提案したのである。

この過程を通じて、米国政府とセイヤーの間にはしばしば意見の齟齬が生じた。第二次大戦勃発後、フィリピンは極東における「基地」として、かつてなく重要な存在意義をもつようになった。米国政府は「経済調整」を優先するセイヤーとは異なり、ケソン政権との協調の維持を最優先の課題と認識するよう

になった。それは米国政府が、「基地」確保を目的としてエリートとの協調を他の課題に優先させた最初の事例となった。しかし、このような米国政府の姿勢の変化は、一九四一年一月の日米開戦までに、米比関係に目に見える結果をもたらしたわけではなかった。一九四二年二月、諸戦の絶望的戦局のなかでケソンがローズヴェルトに送った即時独立・中立化提案は、植民地期米比関係が破局の淵に追い込まれたことを意味した。同時に、フィリピンの「自由の回復と独立の確立」を「米国のあらゆる人的・物的資源」によって実現するとしたローズヴェルトの誓約は、戦後・独立後に向けあらたな米比関係の出発点になったのであった。

第6章 「フィリピン独立問題と日本」

第6章では、独立問題をめぐる米比関係の展開に日本が与えた影響を明らかにすることをねらいとして、コモンウェルス戦前期の日比関係史および日本のフィリピン占領史を概観した。本章ではまず、コモンウェルス戦前期の日比関係史を、いわゆる日本脅威論と移民問題に注目して検討した。両問題を通じて、ケソン政権はしばしば米国の疑念を呼ぶほどに「親日」的な対応を見せた。また、いわゆる「排日」法案問題を通じて、日本総領事館と植民地エリート政治家との間には、戦前、すでに深い接触があり、これらの事実はこのフィリピン侵略後の占領政策にも影響を与えた。また、日本の政府・世論は、フィリピンに対する野心の不在を繰り返し表明し、日本脅威論は事実無根の暴論であってフィリピンは日本の「真意」を理解して

移民や経済進出を受け入れるべきであり、東洋の兄弟国・日本を快く受け入れないのは東洋人としての自覚が足りないからだと、フィリピンの「排日」世論を批判した。そして米国への「依存根性」を断ち切れず「東洋の一員」になることを逡巡しているフィリピンを「アジアへの道」に誘ったのであった。

本章後半では、日本のフィリピン占領史を概観することにより、日本がフィリピンの国家形成の行方に与えた影響を考察した。「大東亜戦争」の「経済戦」としての枠組の中で日本にとってフィリピン占領の占めた位置は小さく、「負担煩索」とさえ見られた。そして物資獲得を重視せず、米軍根拠地の覆滅・治安確保を最優先する消極的な占領政策を背景として、日本軍は占領当初から植民地エリートの対日協力を背景として「帝国に反抗しない」自治政府コモンウェルスを温存した間接統治を行い、一九四三年一月にはラウレルを大統領とする「フィリピン共和国」を発足させるに到った。しかし、エリートとの協調を柱とした占領政策にもかかわらず、フィリピンでは、東南アジアで最大規模の抗日ゲリラ運動が全土で展開した。戦前、米国に深く依存していた経済の崩壊に対して日本が無策で、市民の不满にもっぱら軍事・警察支配的対応をしたことは、抗日運動が日を追って厳しさを増した重要な原因のひとつであった。当時、全土に展開したゲリラの大半はUSAFIE(米極東陸軍)ゲリラと呼ばれ、植民地エリートの基層により近い部分を主な担い手としていた。そしてエリートは、しばしば対日協力政府と抗日運動に分かれながらも互いに通じあい、戦争によってもたらされた無秩序な状況や日本軍の横暴から住民を守る

立場に立ち、その權威を維持することに成功した。一方、同じ抗日ゲリラでありながらUSAFFEと徹しく対立したのが、中部ルソン地方の共産党（社会党）系農民運動を背景としたフク団（抗日人民軍）であった。フク団の前身である中部ルソン農民運動とUSAFFEゲリラの前身である陸軍・警察軍PC・地主私兵は戦前から仇敵の關係にあり、戦時下の中部ルソン地方では、日本軍に対する協力と抵抗の対抗軸があまり意味をなさないほどに地主とフク団の対立が深刻化した。ここでは、一九三〇年代の小作紛争が、戦争を契機に和解の余地のない流血抗争の様相を一段と深めたのである。

総じて言えば、日本の占領は、米國植民地期以来のフィリピンの社会体制を変化させる方向にはなく、むしろ固定する方向に働いた。日本の消極的占領政策はもともとフィリピン社会を変える意志をもたず、占領下における経済の急速な崩壊、国土・人心の荒廃は、中部ルソン地方など一部の例外を除けば民衆とエリートの紐帯をむしろ強めた。さらに日本の占領は、独立に際して変化が予想された米比關係を固定させる方向にも大きな影響を与えた。占領下の現実はフィリピン人が「アジアに還る」ことを真摯に考える「出直し」の機会としては余りにも苛酷な現実を強いるものだった。もちろん日本占領下でフィリピンは本当の意味で「アジアに還った」わけではなかったが、市民の眼にそれが戦前から日本が説き続けてきた「アジアへの道」の恐るべき実態として映ったとしても無理はなかった。日本の占領は、フィリピンの「アジアへの道」を、その後、長い歳月にわたって封じることになったのである。

第7章 「解放・再占領と共和国独立への道」

第7章では、ケソン政権の米國亡命（一九四二年五月）から共和国が独立する一九四六年七月までの米比關係の展開を、戦後構想の検討段階、米軍によるフィリピンの解放・再占領の段階、そして戦争終結から共和国独立に到る段階の三つの時期に区分して、各種一次史料に依拠して政治過程を分析した。そして、(1)米國に亡命したケソン政権と米國政府の間で始まった戦後・独立後米比關係の将来構想の検討から一九四六年復興・通商法に到る過程を、独立法改正問題史の終結点として検討するとともに、(2)独立を前にしたフィリピン政治の最大の焦点となつた対日協力者問題およびフク団の國政参加問題の展開をもあわせて検討した。

まず(1)について本章は、戦後「冷戦」期に向けた米國政治の歴史的転換への動きを背景として、米國議会の保護主義・孤立主義の圧力が弱まった一方、フィリピンを極東の「基地」として確保する意義やフィリピンとの通商から生じる利益を強調して特殊關係延長を肯定する利害と論理の影響力が強まったことを示した。しかし一方、米國政府部内ではフィリピン政策と「世界政策」の不整合性に対する疑問が依然として強く、米國は、あくまでも「恩恵」と戦後復興促進の論理に基づく「一時的な救済措置」としてベル通商法をフィリピンに「与えた」。それは、「血によって確かめられた」絆をもとに、一方的な「恩恵」の論理ではなく米比両國の「相互給付」の論理によって依存・從屬關係を永続的に延長し得ると考えた植民地エリート

トの期待とは異なるものだった。しかもその代償として強制された内国民条項はフィリピン側に「トラウマ」として長く尾を引いた。そしてベル通商法は米比両政府、関係利害にそれぞれ不満を残し、米比通商関係再調整の課題は独立後へと再び「先送り」されたのである。

次に(2)について本章は、対日協力者問題が、一九四四年六月のローズヴェルト声明における厳しい追放方針から、同年一二月のマッカーサー声明によって免責容認の方向に転換し、さらに一九四六年三月、トルーマンがマッカーサーの協力者政策を追認するまでの過程を概観すると同時に、中部ルソン地方の地主勢力とフク団の流血抗争が逐次深刻化するなかで行われた一九四六年四月総選挙で、フク団を政治基盤として議会進出を果たした民主同盟の議席が——内国民条項の受入に必要な憲法改正発議の議席数確保をねらったロハス新大統領・リベラル党によって——強引に剝奪され、一九四六年七月の独立後まもなく内戦いわゆるフク反乱に発展した経緯を概観した。これらの政治過程は、フィリピンの「親米」国家としての独立が、国内における社会変革の契機の「封じ込め」と内戦の勃発という点で、フィリピンの社会と民衆に対して大きな代償を強いことを示していた。

フク団がめざした、それ自体は穩健な社会変革の契機が「封じ込め」られ、内戦の悲劇に到った要因としては、まず、(1)フク団の成立と成長の契機となった日本の占領が、地主・小作間に修復困難な流血抗争をもたらし、民主的な手続きと合意に基づく平和的方法による変革の実現をきわめて困難にしたこと。

さらに、(2)協力者問題を体制変革の梃子にせざるを得なかった点でフク団の側にも限界があったことを挙げなければならぬ。対日協力者地主と小作農民の抗日運動の対決という、協力者問題と体制変革が結びつく構図は、フィリピン全体からみると中部ルソンにおける局地的例外にとどまっていたからである。

早くも戦争末期に始まったフク団の弾圧は、日本の敗戦前に「反共」の論理が「反ファシズム」の論理を圧倒して、農民運動が「反共」の名のもとに弾圧されたことを示しており、これ以後、フィリピン・エリートは、「冷戦」期を通じて「反共」の論理を支配秩序を維持するために利用してきた。フク反乱の勃発は、国際環境の変化に先駆けて国内における変革の「封じ込め」と内戦というかたちで国内「冷戦」が先行したひとつの事例であった。

また、内戦のひとつの引き金ともなった民主同盟の議席剝奪の背景に内国民条項問題が存在したことは、結果として内戦という犠牲を払ってまでもロハス政権が「親米」の証をたてようとした点で重要な意味をもった。協力者裁判をフィリピン側に一任するマッカーサーの方針を米國政府が追認したことは、決してエリートの「親米」性を無前提に信頼したからではなかった。むしろ米國政府が協力者裁判に強い関心を示したうえでその免責を容認することは、独立後のフィリピンの「親米」性を担保する手段となった。なぜなら、協力者エリートの大半は、自身が対日協力者でありながらマッカーサーによって「解放」され大統領選出に到ったロハスを筆頭として、再び「対米協力者」になることを許されてゆく過程で、戦前にもまして熱烈に

「親米」の操を立てる生き方を選ばざるを得なかったからである。一九四五年三月のトルーマン声明が言うところの「米国に對する不忠誠はコモンウェルスおよびフィリピン國民に對する不忠誠」という原則が確立されたところに、まさに、フィリピン獨立の病理があらわられていたのであった。

結論

序論では、フィリピン・エリートに注目する史的研究所のふたつの問題点、すなわち、(a)エリートの国内的存在形態に注目する社会史的研究が、フィリピンの国家形成に与えた米国あるいは外部の支配者の意図や影響を過小評価しがちである一方、(b)エリートの協力者としての側面に注目する研究が、両者の協力関係の一貫性を強調して米国のフィリピンに對する利害関心を固定的に評価しがちな傾向を指摘した。

まず(a)については、第3章で検討したコモンウェルス戦前期の貿易・財政問題が示すように、フィリピンはその国家形成の重要な段階で、米国への無関税輸出と米国からの事実上の財政援助に依存した経済体質を強め、それは戦後・獨立後に持ち越されることによって、「ウィンンドフォール・メンタリテイ」と形容されるようなフィリピン政治経済の対外依存体質を生み出すきっかけとなった。米国が与えたこのように特殊な経済環境や、日本の侵略による戦災といった諸条件（国際環境）が、フィリピンのエリートや国家形成のあり方に深い影響を与えたことは明らかだと思われる。

次に(b)については、小論は、米国と植民地エリートの関係が

実際には摩擦に満ちたものであり、しばしば存続の危機に見舞われてきたことを明らかにした。その摩擦の構造的要因を整理すると、(1)米比戦争当時、エリートに對する大衆の守護者として米国統治の存在意義を正当化した「白人の責務」の論理は、その後もエリートと米国の協力関係に長く影を落とした。(2)米国・植民地エリートの双方が抱えていた国内的制約（米国における植民地放棄論の強さ、フィリピン民衆の間に根づいた獨立の大義と自己犠牲の論理がエリートに与えた政治的・心理的壓力）もまた、両者の摩擦あるいは合意形成の障害として重要であった。(3)米国のフィリピン政策に一貫性と整合性が欠如していたこともまた、米国・植民地エリート協力関係の行方を不透明なものとした。そのひとつの要因として、フィリピン政策の最高決定機関がこの期間を通じて米国議会であり、諸種の経済利害間の取引や政府の議会工作・妥協の結果などが折り込まれた多面獸的な政策が出力されざるを得なかったことを指摘することができる。(4)以上の要素にも増して小論が注目したのは、ローズヴェルト政権のフィリピン政策自体が、ある意図的な曖昧さや問題決着「先送り」の構図によって特徴づけられていた点であった。ローズヴェルト政権において米国は——互恵通商政策に代表される——普遍主義の原則に基づく「世界政策」を試みはじめた。このことを契機として米国政府内部では、フィリピン政策の対植民地政策としての特殊性の解消が「国益」と一致するという論理の影響力が強まり、極東における「基地」の維持という戦略上の利害から特殊性を当面維持することが「国益」に資するという論理との間でせめぎ合いが生じた。そ

して米国政府・議会は、しばしば相対立する議論の決着を「先送り」し続けた。なぜなら、米国政府・議会にとってフィリピン問題は、他のより上位の政策課題に従属して政策が決定されるいはその決定が「先送り」される「周辺」の問題だったからである。

総じて言えば、宗主国によって条件づけられた「与えられた独立への道」を歩んだことは、フィリピンの政治経済体制の中樞を担うエリート層に、戦後・独立後へと長年にわたって持ち越されることになる、米国への深い依存・従属的体質をもたらした。しかもフィリピンの場合、植民地期を通じて宗主国である米国の意志の曖昧さと不確定性にも従属させられた。日本のフィリピン侵略は、そのような植民地期米比関係の破綻を意味するものでもあった。しかし日本の占領は、その過酷な現実によって、フィリピンの「アジアへの道」を閉ざした。そして狭められた選択肢のなかで、解放後のフィリピンは、内戦という「依存の代償」を伴いながら、「親米」国家への道を選択してゆくことになった。戦後「冷戦」期から現在に至るまでの——しばしば「失敗」を囁かれる——フィリピンの歩を考えるとき、そこにフィリピン国家形成史上の「悲劇」があったことを認めないわけにはいかないのである。

〔博士論文審査要旨〕

与えられた独立への道

——独立法問題をめぐる米比関係史の研究

(一九二九—四六年)

論文審査担当者 辻内 鏡人

吉田 裕

油井大三郎

本学位請求論文は、米国議会においてフィリピンの独立問題が議論され始めた一九二九年から実際にフィリピン共和国が独立する一九四六年七月四日までの約一七年間を対象として、その間に展開した米比間の独立交渉過程を、単なる米比関係史としてではなく、米国側の経済利害やフィリピン側の交渉主体の中心をなした地主層を中心とする植民地エリート層の利害や思想、さらに、第二次世界大戦中の日本によるフィリピン占領の影響なども含めて、多面的に分析した力作である。また、本論文は、比・米・日三カ国にわたる大量の一次史料や聞き取り調査結果なども駆使した、極めて実証密度の高い論文であり、フィリピンの独立過程に関する日本では初めての本格的な研究成果と評価できる。しかも、脚注を含めた本文一一六六枚、文献目録五五枚、合計一二二一枚(四〇〇字詰め原稿用紙換算)にのぼる大作でもあるが、その分析は、以下の構成で進められている。

序論

第1章 フィリピン独立問題の構図

第2章 独立法の成立とコモンウェルスの発足

第3章 コモンウェルス自立の課題——貿易・財政問題をも

ぐって——

第4章 独立法改正問題の展開

第5章 第2次世界大戦「非参戦」期の米比関係

第6章 フィリピン独立問題と日本

第7章 解放・再占領と共和国独立への道

結論

従来、フィリピンの独立過程の研究においては、米国議会が一九三四年にフィリピンにたいしてコモンウェルス自治政府の樹立を認め、一〇年後の独立を約束したタイディングス・マクダフィー法が必ず言及され、それは宗主国が自ら植民地に独立を「付与」した稀な事例として評価されてきた。しかし、現実の歴史過程においては、この一九三四年法が成立する一年前にも米国議会は類似の法案を可決したが、フィリピン側の反対で不成立に終わっていたし、一九三七年にはフィリピン側の要求により一九三四年法の改正が交渉されていた。

このようにフィリピンが実際に独立するまでの道のりにおいては、米国側とフィリピン側に思惑のズレが存在し、交渉過程には紆余曲折が見られた上、第二次世界大戦中には日米開戦に連動して、フィリピンにおける米軍の敗退、日本軍の占領、さ

らに、米軍による再占領という激変が加わった。本論文はこの激動の過程を、一九三四年法成立までの前史(第1章)、一九三四年法の成立(第2章)、コモンウェルス自治政府下の貿易・財政問題(第3章)、一九三七年に始まる独立法改正交渉(第4章)、欧州大戦の勃発から日米開戦までの米比関係(第5章)、日本軍によるフィリピン占領期(第6章)、米軍によるフィリピン再占領から独立まで(第7章)、という時期区分に従って、極めて実証的に叙述している。

まず、研究史を整理した序章においては、フィリピンや米国における従来の研究が、米西戦争期や独立後の時期に関心を集中させ、一九三四年法の成立から一九四六年の独立までの米比間で見られた交渉過程の研究が軽視されてきたことが指摘されている。しかし、著者は、近年のアジアNIEESの急成長に比べて、取り残されている感の強いフィリピン経済の停滞的な現状の歴史的な起源を説明するためには、フィリピンの独立過程の性格を分析することが不可欠であると考える。とくに、フィリピンは、他の東南アジア諸国に比べて、比較的早期に独立を達成し、制度的な「民主主義」の導入にも先行した感がありながら、なぜ独立後の長期にわたる経済停滞に直面してきたのか。この疑問をとくには、独立の中心を担った地主エリート層の社会的な性格と彼らの対米姿勢の基本的性格の解明が不可欠であるとする。

もちろん、近年のフィリピン研究においても、Alfred W. McCoy などの一連の研究を通じて、少数のエリート諸家族による寡頭的な政治支配の連続性を説明する政治社会史的な研究

が蓄積されてきた。しかし、これらの研究においてはフィリピン内政史的な関心に限定され、米国がフィリピンのエリート層に及ぼした影響の重要性が軽視されてきた。それに対して、フィリピン・ナシヨナリスト史学を代表する Renato Constantinoらの研究においては、フィリピン・エリート層の対米追隨的側面が固定的に強調され、米国とフィリピン・エリート層間の矛盾や対立が軽視される傾向にあると批判する。

このような研究状況を踏まえて、著者は、コモンウェルス自治政府期を対象を限定した上で、宗主国・植民地関係とフィリピン・エリート層の政治社会的役割とを総合的に分析するアプローチを開拓しているが、その点に著者の方法論的な独自性が見られる。

次に、第1章においては、一九二九年に始まる大恐慌の影響を受けて米国内では、砂糖などのフィリピン産農産物の無関税輸入への反発や日系移民の流入禁止後に急増したフィリピン系移民に対する排斥論が高まり、その結果として米国議会ではフィリピン植民地放棄論が台頭していった過程が分析されている。他方、フィリピン側では、植民地議会を独占していた地主を中心とした植民地エリート層が、コロムやサクダリストなどの急進的な民衆運動からの圧力を受けて、即時・無条件・完全独立を主張しつつも、同時に、独立後も対米無関税貿易特恵を存続させることに腐心していた過程が解明されている。

第2章においては、米国議会が一九三三年に可決したフィリピン独立法が、一〇年後の独立を約束しつつも、独立後にも米軍基地を存続させる条項を含ませながら、他方、無関税貿易の

存続は移行期の前半五年間しか認めなかった点などにフィリピン側が反発し、結局、不成立に終わった過程が分析されている。そして、一九三四年に入り、米国大統領のF・D・ローズヴェルトが法案の不平等な点を将来の交渉で修正する余地があると声明したことを受けて、一九三三年法とほぼ同一の内容をもつ一九三四年法が米国議会会で可決され、フィリピン議会側もそれを承認し、一九三五年一月には一〇年後の独立を前提としてフィリピン・コモンウェルスが成立した過程が詳細に解明されている。

第3章においては、コモンウェルス自治政府の成立以降の米比貿易の実態や財政問題が検討されている。米国の植民地に併合されて以来、フィリピンから米国へは砂糖、椰子油、コブラなどが無関税で輸出されていたが、一九三〇年代の世界経済がプロック化の傾向を強める中で、フィリピンの対米貿易依存度は一層強まり、三〇年代後半の平均で輸出の七八%、輸入の六七%にも及んでいた。しかし、一九三四年の独立法の成立によって、この無関税貿易関係も、五年間だけ維持された後、徐々に関税率が高められ、一〇年後には完全に他の外国並の扱いを受けることになっていったため、フィリピン側としてはこの過渡期の間一次産品輸出に依存した経済構造からいかにして脱却するかが問われていた。その上、フィリピンからの輸入品、とりわけ、椰子油の米国内での販売にあたって課された物品税の収入は、「ウインドフォール」財源として積み立てられ、コモンウェルス発足後のフィリピン側の財政赤字の補填に使われており、一九三〇年代末にはフィリピン国税収入の三一五割にも

達していたという。つまり、一〇年後の独立を約束されていたフィリピンとしては貿易と財政の両面における対米依存からの脱却が問われていたと筆者は分析している。

ついで、第4章においては、一九三七年に始まる米比間の独立法改正交渉が分析されている。この交渉において、コモンスウェルス政府のケソン大統領らは強く米国側に独立後にも二国間の特恵貿易関係を維持することを求めたが、この点は貿易自由化をめざす互恵通商政策を採用していたローズヴェルト政権の政策と原理的に対立し、一九三九年に成立する経済調整法には盛り込まれなかった。つまり、当時のフィリピン側は、独立後にも米国との特恵的な貿易関係を維持することに腐心していたのであり、それは輸出農業者を中心とする植民地エリート層の利害を反映したものであったと筆者は分析している。

第5章では、一九三九年の欧州での戦争勃発から日米開戦までの米比関係が分析されている。ここでは、とくに、日米対立が激化する中で米国にとって在フィリピン米軍基地の戦略的価値が高まってゆく中で、内外の危機に直面して権威主義的集権化の傾向を強めていたケソン政権への批判が現地セイヤー高等弁務官などから表明されていたにも拘わらず、ローズヴェルト政権がフィリピンの植民地エリート層との協調を重視する姿勢に転換してゆく過程が米比両政府関係者の一次史料に基づいて再現されている。

第6章では、日本軍による占領期のフィリピンが分析されている。日本は、一九四三年一〇月にホセ・ラウレルを首班とする「フィリピン共和国」を発足させ、地主エリート層との協調

やフィリピンを「アジアへの道」に復帰させることをめざしたが、戦前期に深く米国に依存していたフィリピン経済の崩壊に有効な対策を講じられないままに、抵抗を武力で鎮圧する対応を示したため、各地で広範囲な抗日ゲリラ運動が発生した。とくに、中部ルソン地方では小作農民を中心とする抗日ゲリラ、フク団の抵抗が激化し、伝統的な地主・小作関係に大きな変動を生み出す可能性が表面化した。しかし、他の地域では日本軍の過酷な支配の下でむしろ親米的なエリート層の影響力が強まる傾向が見られたという。この章の分析においては、日本側のフィリピン占領に関係した一次史料だけでなく、関係した多数の日本人からの聞き取り調査結果が利用されており、史資料の面でも独自の貢献を果たしているといえよう。

第7章では、一九四二年五月のケソン政権の米国亡命から一九四六年七月のフィリピン独立までの過程が分析されている。

ここでは、対日戦を通じて米国にとってのフィリピンの戦略的価値が高まった結果、米国政府は独立後にもフィリピンに米軍基地を存続させる代償として、ベル通商法によって独立後も特恵的な貿易関係を維持する約束を与えたこと。また、米国側はフィリピンに独立後も米国人に「内国民待遇」を与えるように要求したため、憲法改正が必要となったが、フィリピン政府側は、これに反対するフク団系の議員の議席を剝奪する強硬手段さえ行使して、改憲を強行したこと。その結果、中部ルソン地方ではその後長い間にわたる内戦が勃発することになったが、他方、日本占領下で対日協力した多く地主エリート層は、再上陸した米軍によって逮捕されたものの、一九四六年四月の選挙

において「対日協力」政府の要人であったマニユエル・ロハスが大統領に当選した結果、後にその大部分が恩赦を受け、釈放されていったが、米国側もそれを黙認したこと。このような結果、一九四六年七月にフィリピンは独立を達成したといっても、植民地時代以来の特恵的な貿易関係や米軍基地が維持されるとともに、親米的な地主エリート層の政治支配も継続されることになったと指摘されている。

最後に、結論において、著者は、戦前期の米比関係が矛盾に満ちたものであったにも拘わらず、戦時期の過酷な日本の支配によってフィリピンの植民地エリート層は親米的な姿勢を一層強化させることになったこと。また、戦時期には、フク団に象徴されるように、地主エリート支配に挑戦する小作農民などの民衆運動の台頭が見られたが、フィリピンに再上陸した米軍によってこの動きが押さえ込まれる一方で、対日協力をした植民地エリート層の復権が促進されたため、独立後のフィリピンでは、植民地エリート層の政治支配が継続されるとともに、軍事や貿易面での対米依存状況も継続させられたと結論づけている。

以上の要約からも明らかな通り、本学位請求論文は、既存の研究が無視ないし軽視してきたフィリピン独立過程に関わる重要な論点について豊富な一次史料の厳密な分析を通じて多くの貴重な解明をなしたと評価できる。

その第一は、日本のみならず、フィリピンや米国における従来の研究が十分解明してこなかったコモンウェルス期の米・比関係を実証的に解明した点である。とくに、比・米・日三カ国

にわたる関連一次史料の徹底した渉猟には目を見はるものがある。たとえば、フィリピンにおいては、国立図書館やフィリピン大学などに所蔵されている大統領文書や日本占領関係文書、米国にあっては、国立公文書館やF・D・ローズヴェルト図書館、関係大学図書館などにおけるフィリピン関連の公文書、日本においては、国会図書館、外交史料館、防衛庁防衛研究所などが所蔵する日本のフィリピン占領関係文書や占領関係者の聞き取り結果などが多数収集、分析されている。

第二は、戦前期の米比関係の矛盾内包的な性格の解明にある。つまり、一九三〇年代の米国にあっては、アジア太平洋地域におけるフィリピンの軍事・通商上の価値を引き続き重視するグループが存在した反面、フィリピンからの輸入農産物と競合する農業利害やフィリピン系移民排斥団体によるフィリピン放棄論や米国が外国の紛争に巻き込まれるのを避けようとする「孤立主義」的風潮が台頭していたという対抗的な関係が解明された。その結果、一九三四年に独立法が制定されたものの、日米対立が激化し始めると米国側では再び在フィリピン米軍基地の存続論が高まる構図になっていった側面が実証的に明らかとなり、宗主国による一方的な「独立付与」という一面的な解釈が修正された点は貴重な成果と評価できるであろう。

第三には、一九三〇年代における米比間の特殊な貿易・財政関係の解明にある。それはフィリピン産の農産物が無関税で米國に輸入されるという特恵的な貿易関係に象徴されるとともに、その輸入品への物品税を基礎に設けられた「ウィンドフォール」基金がフィリピンの財政赤字の重要な補填源となり、宗主

国側が植民地を支配する財政的な武器ともなっていた事実の解明である。そして、フィリピン側の植民地エリート層が米國からの独立をためらう最大の動機になったのもこの特惠的な貿易関係と財政補填のメカニズムであったとの指摘は極めて説得的である。

第四に、戦前・戦後期のフィリピンにおける地主や輸出農業者を中心とするエリート支配の連続性の歴史的な解明は、フィリピンにおける独立の基本的性格を把握するためだけでなく、現在のフィリピンにおける政治社会構造上の基本的问题点を考える上でも極めて重要な指摘と評価できるだろう。しかも、このエリート層が単に農村における経済的な支配層であるだけでなく、不在地主化して、都市の大商人や専門職に従事する教養階層（イルストラード）ともなっていたのであり、彼らは、スペイン統治の時代から子弟を西洋に留学させ、フィリピンにおける「西洋文明」の代弁者を自負していたとの指摘は興味深い。また、これらのエリート層は自らの農園における小作農や貧農との間で「パトロン・クライアント」関係を取り結び、選挙における集票にも成功していたと分析している。

もちろん、筆者は、同時に、コロールムやサクダリスダ、フク団などに代表される小作農や貧農による民衆的民族運動の動向

にも注意を払っているが、一九四六年のフィリピン独立までの過程においては、大戦中の日本による過酷な支配や大戦末期における米軍による介入などの影響によってむしろ地主層を中心とするエリート支配が復活強化された側面を強調している点に特徴がある。

以上のように、本論文は、従来、十分に研究されてこなかったコモンウェルス期の米比関係を、比・米・日の三カ国にわたる一次史料を広範に渉猟して、極めて実証的かつ多面的に解明した力作であり、通説に対して幾つかの重要な修正を迫る貴重な貢献もなしていると評価できるだろう。ただし、日米開戦以前の日比関係が米比関係に与えた影響や民衆の独立運動が挫折していった原因などに関する分析は、本論文の直接的な対象ではないためであるが、十分掘り下げられずに残っている印象もうけた。しかし、これらは今後の課題として期待すべきものであり、審査員一同は、本論文が一橋大学大学院社会学研究科における社会学博士の学位を授与するに相応しい業績と判断するものである。

一九九六年三月一三日

〔博士論文要旨〕

韓国企業における労使コミットメントの構造

——製造業の大企業を中心として——

白 弼 圭

本論文は、韓国企業における労使コミットメントの構造を日米企業における労使コミットメントの構造との比較関連の下で分析したものである。ここで、労使コミットメントとは、労使双方が自らの利益に基づいて相互拘束力を持つ関係を結ぶことであり、労使コミットメント構造はそのような関係を規定する諸要因連関の総体を意味する。

まず、本論文の第一章では労使コミットメントを問題とする理由が述べられる。第一に、企業側の観点からは国際競争の激化に伴って国際競争力を高める重要な要因として労働者側のコミットメントについての関心が増大しているが、一九八〇年代以降のアメリカ企業における各種の労働革新の試みがこれに当たる。

第二に、労働者側の観点からは、長時間労働、会社人間など過度のコミットメントがもたらす弊害がよく指摘されているが、これは主に日本の状況に当てはまるものである。

このように方向を異にして現れている労使コミットメントの問題についての関心を理論的、実証的に整理し、それを韓国に適用して分析するのが本論文の主要目的であるが、それは、韓国企業においても一九八七年以後の労使関係の変化に伴って(労働者側の)コミットメントについての関心が増大している点、日本とアメリカの影響を同時に受けたと思われる韓国の労使関係の分析が労使関係の比較研究の対象を拡張する意味を持つという点などから重要な意義を有すると言える。

ところで、労使コミットメント構造は具体的にどのような内容を持っているのか。この問題の解明のため本論文の第二章では、まず労働者側のコミットメントの理論と企業側のコミットメントの理論をそれぞれ考察する。

労働者側のコミットメントの理由をモチベーション論に基づいて考察すると、存在欲求、関係欲求、成長欲求の満足が重要である。また、企業側のコミットメントの理由を内部労働市

場論に基づいて考察すると、企業特殊熟練の形成、労働者の機会主義的行動の防止、限定合理性の節約などが重要である。ところで、労使コミットメント、すなわち労働者側と企業側の相互コミットメントは、それぞれの利益が相互に一致する場合でないと成り立たない。相互利益が存在すると労働者側と企業側は繰り返しゲームを行う可能性が高く、その結果長期動統（あるいは仕事への積極的関与）と雇用保障という形態の労使コミットメントが表れるであろう。この繰り返しゲームを本論文では「持続的雇用関係」という名の下で分析を行う。具体的には、企業側の行動を解雇を通じて、労働者側の行動を離職や転職を通じて概観し、その結果として持続的雇用関係がどの程度形成されているかを平均動統年数や定着率などを通じて見ていく。

しかし、持続的雇用関係の下でも「相互利益」の程度によって多様な均衡がありうる。例えば、相互利益の拡大均衡と縮小均衡などである。従って、相互利益の程度を把握することは、労使コミットメントの程度と特性を把握するための重要な指標となる。本論文では、それを労働者側の利益については雇用および賃金の安定の程度、企業内人間関係のあり方、仕事のキャリア（横と縦）の側面から、それから企業側の利益については数量的フレキシビリティ、賃金のフレキシビリティ、機能的フレキシビリティの三つのフレキシビリティの側面から考察する。これとともに、相互利益の程度およびその創出メカニズムを認識することも労使コミットメントを規定する重要な要素である。これについての分析は、本論文では「労使間コミュニケーション」という名の下で行われる。

なお、労使コミットメントを規定する以上の三要素は、お互いに相互規定関係にある。つまり、持続的雇用関係の強化は、労使間相互利益の拡大とコミュニケーションの深化を規定し、労使間相互利益の拡大は持続的雇用関係の強化と労使間コミュニケーションの深化を規定し、労使間コミュニケーションの深化は持続的雇用関係の強化と労使間相互利益の拡大を規定する。本論文では、このように相互規定関係にある三要素の制度的関連を「労使コミットメント制度」という用語で表現する。

一方、このような労使コミットメント制度は、それと密接な関連を持つ外部の環境要因によって大きく影響を受ける。製品市場、労働市場、資本市場、政治・法律的环境などがそれである。労使コミットメント制度は、これらの環境要因との相互補完的関係を通じて、一旦形成されると相当期間慣性を持つ一つのシステムとして完成されるが、それが本論文が分析の対象とする「労使コミットメント構造」である。

第三章では、以上の分析枠組みに基づいて日米企業における労使コミットメントの構造を分析する。この比較分析を通じて日米企業における労使コミットメントの構造を明らかにするとともに、重要な論点が何かを析出することによって第四章における韓国の労使コミットメント構造の分析のための準備作業を行う。分析結果を要約すると、次のようになる。

【持続的雇用関係】持続的雇用関係を結ぼうとする企業側と労働者側の行動を、解雇と離職（転職）の程度を通じて見ると、日本の方が解雇、離職いずれにおいても低い水準で現れている。その結果、平均動統年数や残存率においても、日本はアメリカ

に比べて相当高い。しかし、労働組合があるところでは、アメリカの場合、先任権などによって持続的関係のルールが明確である反面、日本の場合にはそれが曖昧である。そのため、アメリカでは若年層において、日本では五〇歳以上の高齢層において持続的雇用関係が相対的に弱いという特徴を示している。このような違いが生じた最も重要な理由は、基本的には相互利益の差異のためであるが、それとともに一九二〇年代の両国の類似の福祉資本主義的実験における対応の違い(初期条件における歴史的経緯)もその後の過程に影響を及ぼした一要因としてあげられる。

【労使の相互利益】日米企業における労働者側の利益を勤続との関連を中心として比較してみると、長期勤続によって労働者が得る利益はアメリカより日本の方が高い。

まず、賃金を見ると、職務給中心のアメリカに比べて職能給中心の日本が勤続による賃金の伸びが大きい。残業労働時間を通じた賃金の利益は日米労働者ともに大きく、長時間労働の背景となっている。福利厚生においては、規模別格差が大きく、住居に関する費用の比率が高い日本の労働者がとくに大企業においてアメリカの労働者より勤続による利益が大きい。

職務編成方式において集団の側面が強調される日本の職場では、個人の側面が強調されるアメリカに比べて、より密接な人間関係が形成されている。

職務においては、日本労働者のキャリアが横と縦の両面でアメリカ労働者より広くて深い。

次に、企業側の利益をフレキシビリティの程度を中心として

考察すると、次のようである。

まず、数量的フレキシビリティにおいては、解雇のフレキシビリティを除いては、日本企業がパート労働者、配転、出向の利用度という雇用のフレキシビリティの面でアメリカ企業より高い利益を享受している。

労働時間においては、割増率や基準賃金などの面で日本企業がアメリカ企業に比べて相当有利である。ただし、残業収入が労働者の賃金収入の重要な一部を占めているという点で両国ともにフレキシビリティの制約がある。

賃金においては、日本企業がホワイトカラーはもとよりブルーカラーにも適用される査定制度、残業労働時間に適用される割増率や基準賃金の低さ、ポナナスなどの変動賃金制度の存在、団体協約有効期間の短さなどの要因によってアメリカ企業よりフレキシビリティが高い。

機能的フレキシビリティに関しても日本企業はアメリカ企業よりも高い利益を享受している。日本企業ではOJTやOITを実施する比率が高く、熟練向上を刺激するインセンティブ制度を実施するに当たっても自由度が高い。このような違いは、通常、統合方式(日本)と分離方式(アメリカ)の違いとして表現されるが、その結果変化や異常への対処能力、提案能力などにおいて日本企業はアメリカ企業より優位にある。

【労使間コミュニケーション】労使間コミュニケーションは相互利益を発見する装置である。その代表的な制度は団体交渉である。日本企業の団体交渉は、ブルーカラー・ホワイトカラー混合の企業別組合が主導する企業別交渉、およびそれを補完

する「春闘方式」によって行われる。この団体交渉は、労使協議と明確に区別されない場合が多く、労使間には人的交流を含めた緊密なコミュニケーションがなされる。その結果、情報共有の量が拡大し、交渉は統合的交渉の性格を有する。

アメリカ企業の場合は、ブルーカラー中心の産業別組合が団体交渉の核心的役割を担当するが、団体交渉以外には法律的限制および歴史的経緯などによって労使間コミュニケーションは制限されている。その結果、情報共有の量は制限され、交渉は分配的交渉、すなわち「パイの取り合い」という性格となり、相互利益の領域の発見をもたらすことは少ない。このような労使間コミュニケーション方式の日米差は、相互利益の差異をもたらす一要因となっている。

【労使コミットメント制度との相互補完的要因】上述の論議を要約すると、日本では相互利益の拡大均衡、アメリカでは相互利益の縮小均衡が現れているといえる。ところで、相互利益を規定する企業内の労使コミットメント制度は、製品市場、労働市場、資本市場、政治・法律的环境など環境的諸要因と相互補完的關係にある。

製品市場においては、アメリカの分離方式は少品種大量生産方式と、日本の統合方式は多品種少量生産方式と整合的な関係にある。

労働市場においては、アメリカの買い手市場は解雇のフレキシビリティと、日本の売り手市場は機能的フレキシビリティと密接な関連を持っている。

資本市場においては、短期利益を志向する個人株主中心のア

メリカ資本主義は数量的フレキシビリティと、長期利益を志向する法人株主中心の日本資本主義は機能的フレキシビリティと整合的關係にある。

政治・法律的环境においては、市場への政府の介入の度合いが大きい日本においては、組織の長期的存続と労働者の安定的雇用が政策的に促進される。これに対してアメリカにおいては、市場原理の貫徹が重視されるために企業と労働者との関係の長期化による相互利益を保護するような政策はとられない。

第四章では、第三章の日米比較で析出された論点を中心として韓国企業における労使コミットメントの構造をマクロ統計資料および個別企業のミクロ資料に基づいて分析する。分析の結果は次のようである。

【持統的雇用関係】解雇は、マクロ統計のうえでは非常に低い水準にあるが、個別企業における労働者の雇用保障は脆弱な状態にある。ただし、法律および判例による制約、一九八七年以後の労働組合の介入などによって企業側の解雇の自由度は制限されている。

離職率は一九八〇年代前半までは、規模別、職種別、性別を問わずかなり高い水準にあったが、一九八〇年代後半以降徐々に減少している。とくに大企業男子ブルーカラーの離職率の減少が著しい。

その結果、韓国の大企業では企業側と労働者側との間に持統的雇用関係が形成されつつある。しかし、その程度はまだ高くない。

【労使の相互利益】まず、労働者側の利益を賃金、企業内人

間関係、仕事のキャリアの三つの側面に分けて見ると、次のようである。

賃金においては、一九八七年以前は年功賃金にもかかわらず動続による利益が非常に少なかったが、一九八七年以後規模別賃金および福利厚生との格差が拡大して大企業労働者の動続利益が増大している。

企業内人間関係においては、職務遂行方式が集団にもとづいてなされるため、職務上では同僚や監督者と密接な関係にある。しかし、一九八七年以前の監督者の権威主義的統制の悪影響で監督者との関係は対立的側面を内包している。

仕事のキャリアにおいては、横のキャリアは活発な班内移動などを通じて比較的広いが、縦のキャリアは内部昇進制の存在にもかかわらず熟練の形成期間自体が短いこともあってそれほど深くない。

次に、企業側の利益を、数量的フレキシビリティ、賃金のフレキシビリティ、機能的フレキシビリティとに分けて見ると、次のようになる。

数量的フレキシビリティにおいては、臨時労働者の活用度が低く、配転は労働者の抵抗に直面している。

賃金のフレキシビリティにおいては、人事考課の機能不全、生活上の理由による残業縮小への労働者の抵抗、経営実績とは無関係に支給される特別賃金などによってフレキシビリティの水準は低位にとどまっている。

機能的フレキシビリティにおいては、職業訓練制度、品質管理運動の普及などの政府主導の様々な試みにもかかわらず、労

使双方に適切なインセンティブが欠けていることもあって、異常対処能力や提案能力などは低い水準にある。

【相互利益の最近の変化】韓国の企業は、一九八〇年代までは相互利益の縮小均衡の状態であったといえるが、九〇年代以後一部の企業で相互利益の拡大均衡を図る動きが現れている。それを電子の例で見ると、人事体系の革新を通じて労働者側の利益を拡大し、その見返りに能力主義の導入を試みているが、その具体的形態は日本の職能資格制度と類似している。

【労使間コミュニケーション】団体交渉は、企業別組合の主導の下で分配的交渉が行われている。ただし、法的強制によって導入された労使協議会、及び一九九〇年代以降企業側の主導によって導入された多様な労使間コミュニケーション装置が労使の相互利益の発見ないしは拡大装置として機能できる可能性が存在する。

【労使コミットメント制度との相互補完的要因】製品市場においては、韓国企業は一九八〇年代までは少品種大量生産の安定的寡占市場を基盤としていたが、一九八七年以後の高率の賃上げによってその転換を迫られている。

資本市場においては、借入金中心の資本調達構造及びオーナー中心の所有経営構造が企業の内部資源への依存度が低い非関連多角化の企業行動をもたらした。しかし、一九九〇年代以降所有経営者の役割が縮小され、相対的に内部昇進による専門経営者の役割が増大する中で企業行動においても変化が予想される。

労働市場においては、一九八〇年代前半まで失業率が比較的

高い水準にあったが、八〇年代後半以降労働力不足の状態へ変化している。しかし、大企業における労働力不足率はそれほど高くない。

政治・法律的環境においては、経済開発過程における政府の主導的役割および北朝鮮とのイデオロギー対立などの要因によって政府の労使関係への介入の程度が大きい。介入の性格は統制を通じて市場メカニズムを確保する「市場権威主義」であった。しかし、一九九〇年代以降は労使への政府の統制権限が縮小される中で経済合理性に基づいた労使の自立的決定の可能性が高まっている。

最後の第五章では、以上の分析結果を総括的に整理し、それに基づいて日本、アメリカ、韓国の労使コミットメント構造の共通点と相違点および今後の方向についての簡単な展望を述べる。

第一に、韓国企業の労使コミットメント制度には日本的要素とアメリカ的要素が混在している。日本的要素とは、集団中心の職務遂行方式、解雇に対する制約、企業別組合、労使協議会などである。アメリカ的要素とは、高い離職率、短い勤続年数、企業側のフレキシビリティの低さ、分配的交渉などを指す。しかし、これは必ずしもそれぞれの要素が日本やアメリカの直接的な影響によって形成されたことを意味するものではない。例えば、アメリカ的要素とよく言われる高い離職率は一九九〇年代以後減少する傾向にあるが、その背景は日本的要素の影響のためでなく、どの国でも生じうる相互利益構図の変化のためである。

第二に、持続的雇用関係、労使間相互利益、労使間コミュニケーションという角度から日本、アメリカ、韓国を比較すると、韓国企業における労使コミットメント制度は日本よりはアメリカに近い。

第三に、韓国企業における労使コミットメント制度には、最近かなり大きな変化が起こりつつある。それは一言でいえば、日本型労使コミットメント制度への移行の試みである。同様の変化はアメリカ企業においても生じているが、その帰結は異なるというのが本論文の暫定的結論である。その主な理由は、労使コミットメント制度と相互補完関係にある制度や環境がアメリカと韓国との間にかんがりの違いがあるからである。つまり、アメリカは日本型労使コミットメント制度と相互補完の関係にある要素が顕著に欠如しているため、これからもアメリカ型労使コミットメント制度がそのまま続く可能性が高い。反面、韓国には日本型労使コミットメント制度と相互補完の関係にある要素が相当程度存在するため、アメリカに比べて相対的に日本型に近づいていく可能性が高い。従って、本論文の結論は次のようになる。

韓国企業における労使コミットメント構造を、日本とアメリカとの比較関連の下で考察すると、韓国の現状はアメリカ型に似ているが、今後の方向は日本型の方に向かっている。

〔博士論文審査要旨〕

韓国企業における労使コミットメントの構造

—製造業の大企業を中心として—

論文審査委員 富沢賢治

高田一夫

倉田良樹

1 本論文の構成

本論文は、韓国企業における労使コミットメントの構造を日米との国際比較の視点から分析したものである。著者は、労使双方が自らの利益に基づいて相互に拘束力を持つ関係を結ぶことを「労使コミットメント」としてとらえ、そのような関係を規定する諸要因の連関の総体を「労使コミットメント構造」としてとらえ、このような意味での労使コミットメント構造を明らかにしようとして試みている。

従来、企業に対する労働者のコミットメントを分析対象とする研究はかなりなされてきているが、本論文は、企業に対する労働者側のコミットメントだけでなく、労働者側に対する企業側のコミットメントをも分析対象に取り上げて、両者の相互規定関係の解明を試みている。ここに本論文の第一の特色が見られる。

本論文の第二の特色は、韓国の労使関係にとくに強い影響を及ぼしたと推測される日米両国の労使関係と比較することによって、国際比較の視点から韓国の労使コミットメント構造の特徴を明らかにしようとした点に見られる。

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章 序論

第1節 労使コミットメントを問題とする理由

第2節 研究対象としての韓国

第3節 研究方法

第4節 本論文の構成

第2章 分析の枠組み

第1節 コミットメントの意味

第2節 労働者側のコミットメント

第3節 企業側のコミットメント

第4節 労使コミットメントの構造

第3章 労使コミットメント構造の日米比較

第1節 持続的雇用関係

第2節 労使の相互利益

第3節 労使間コミュニケーション

第4節 労使コミットメント制度との相互補完的要因

第5節 日米比較のまとめ

第4章 韓国企業における労使コミットメント構造

第1節 持続的雇用関係

第2節 労使の相互利益

第3節 労使間コミュニケーション

第4節 労使コミットメント制度との相互補完的要因

第5節 韓国企業における労使コミットメント構造のまとめ

第5章 結び

2 本論文の要旨

第1章「序論」では、近年、労使相互のコミットメントの構造を明らかにする必要性が国際的に高まっていることが述べられる。韓国に関しては、とりわけ一九八七年以後（いわゆる「民主化」過程での「労働者大闘争」以後）の労使関係の変化に伴って労使コミットメント構造が大きく変化しており、その解明が研究上の課題として提起されている。このような問題状況に基づいて、国際比較の視点から現代韓国における労使コミットメント構造の特質を明らかにすることが、本論文の課題とされる。

第2章「分析の枠組み」では、労使コミットメント構造を分析するための枠組みがつぎのように提示される。

労使関係において労使双方は各自の利益のために拘束関係を結ぶ。企業に対する労働者のコミットメントは、同一企業への定着や仕事への積極的関与などとして現れ、労働者に対する企業のコミットメントは持続的雇用関係として現れる。

労働者側のコミットメントの基礎をなすモチベーションの問題に関しては、人間の欲求を存在欲求、関係欲求、成長欲求に分類するアルダファアのERG理論が重視される。企業側のコミットメントの問題は主として内部労働市場論の考察を基礎

に展開され、企業特殊熟練の形成、労働者の機会主義的行動の防止、限定合理性の節約などの問題が重視される。

労使相互のコミットメントのメカニズムはゲーム論を基礎に展開され、「囚人のジレンマ」的状况を前提としつつも、相互利益が存在すると労働者側と企業側は繰り返しゲームを行う可能性が大きくなるという点が重視される。労使コミットメントのメカニズムは「持続的雇用関係」の問題を中心にしてつぎのように分析される。

第一に、離職、転職、解雇、勤続年数、定着率を分析することにより持続的雇用関係の形成の程度が考察される。

第二に、持続的雇用関係の形成要因として労使双方の利益が考察される。労働者側の利益は、①雇用と賃金、②企業内人間関係、③仕事のキャリアの側面から考察される。企業側の利益は、数量的フレキシビリティ（雇用、解雇、パート労働、配転、出向などにおける企業側の決定の自由度）、賃金決定面でのフレキシビリティ、機能的フレキシビリティ（熟練形成、職務拡大、職務充実などの職務に関する企業側の決定の自由度）の側面から考察される。

第三に、労使の相互利益を発見するメカニズムが団体交渉などを含む「労使間コミュニケーション」の側面から考察される。

上記の三要素（持続的雇用関係、労使の相互利益、労使間コミュニケーション）は、相互に規定関係にある。たとえば、労使の相互利益が大きくなると、持続的雇用関係と労使間コミュニケーションが強まる。これら三要素の制度的関連の総体が「労使コミットメント制度」として考察される。

さらに、労使コミットメント制度は、それと密接な関連を持つ製品市場、資本市場、労働市場、政治・法律的环境などの、外部の環境要因により規定される。労使コミットメントは、これらの外部要因との相互補完的関係を通じて、いったん形成されると相同期間慣性を持つ一つのシステムとなる。これが本論文が分析対象とする「労使コミットメント構造」である。

第3章「労使コミットメント構造の日米比較」では、異なる特性を持つ日米両国の労使コミットメント構造を二つの類型として把握するという作業を通じて、韓国の労使コミットメント構造を考察するさいの基本的な問題点と国際比較のための準拠枠が折出される。主な分析結果はつぎのようである。

(1) 持続的雇用関係
 持続的雇用関係を結ぼうとする企業側と労働者側の行動について日米比較をすると、日本のほうが解雇と離職の率が低く、平均勤続年数が高い。

(2) 労使の相互利益
 労使の相互利益の型について日米比較をすると、米国では労使が限定的な縮小均衡型の相互利益を追及しているのに対して、日本では以下の諸要因により労使が拡大均衡型の相互利益を追及する傾向にある。

長期勤続により労働者が得る利益は日本のほうが大きい。すなわち、日本においては、勤続による賃金の伸びが大きい。住居に関する費用の比率が高い。集団的職務編成方式のもので、より密接な人間関係が形成される。職務においては、より広くかつ深いキャリアを獲得しうる。

企業側の利益に関しては、日本の企業は、雇用面、賃金面、職場管理面のいずれにおいても米国企業以上に大きなフレキシビリティを確保することによって、相互依存度が高い労使関係にあっても安定した利益を享受しうるシステムを形成している。

(3) 労使間コミュニケーション
 日本企業の団体交渉は労使協議と明確に区別されない場合が多い。団体交渉以外にも労使間には人的交流を含めた緊密なコミュニケーションがなされ、情報共有の量も大きい。アメリカ企業の場合は、団体交渉以外の労使間コミュニケーションが制限されている。その結果、情報共有の量も制限され、労使間交渉は分配問題(バイの取り合い)を中心とする性格が強くなり、労使の相互利益の領域の発見をもたらず機会が限られている。

(4) 労使コミットメント制度を規定する外部要因
 製品市場、資本市場、労働市場、政治・法律的环境を考察すると、日本に関してはとりわけ多品種少量生産、株主利益を制限する長期利益志向、売り手労働市場、政府の積極的市場介入による組織の長期存続支援などが、アメリカに関しては少品種大量生産、株主利益を優先する短期利益志向、買い手労働市場、政府の市場不介入による企業の優勝劣敗の是認などが、日米それぞれの労使コミットメント制度の特性と対応関係にある。

第4章「韓国企業における労使コミットメント構造」においては、マクロ統計資料および韓国の製造業を代表する大企業(D重工業、L電子、K電線、H自動車)のミクロ資料などに基づいて、韓国大企業における労使コミットメント構造の解明が試みられている。その主要な分析結果はつぎのようである。

(1) 持続的雇用関係

個別企業レベルにおける労働者の雇用保障は脆弱な状態にある。離職率は八〇年代前半までかなり高い水準にあった。しかし、九〇年代には、低水準の解雇率と離職率の低下により労使間に持続的雇用関係が形成されつつある。

(2) 労使の相互利益

①労働者側の利益

賃金については、八七年以降、規模別賃金と福利厚生格差拡大などの要因により大企業労働者の勤続による利益が増大している。企業内人間関係については、監督者との対立的関係を内包しつつも、集団にもとづく職務遂行方式のため、労働者は職務上で同僚や監督者と密接な関係にある。職務については、活発な班内移動などを通じて職務の幅は比較的広いが、熟練の形成期間が短いこともあって職務の深さの程度はそれほど大きくない。

②企業側の利益

臨時労働者の活用度の低さ、配転に対する労働者の強い抵抗などの要因により、雇用面でのフレキシビリティは低い。人事考課の機能不全、残業縮小に対する労働者の抵抗、特別賃金の固定化などの要因により、賃金決定面のフレキシビリティも低い。職務に関するフレキシビリティについては、職業訓練制度、品質管理運動などの政府主導の様々な試みにもかかわらず、労使双方にインセンティブが欠けていることもあって、異常常対処能力や提案能力が低い水準にある。

③最近の変化

韓国企業では、八〇年代までは労使の相互利益の縮小均衡の

状態が見られたが、九〇年代に入って一部の企業に拡大均衡を
図る動きが現れている。たとえば電子では、人事体系の刷新
を通じて、賃金体系、職級体系などの点で労働者側利益の拡大
を図るとともに、その見返りに能力主義の導入を試みている。

(3) 労使間コミュニケーション

団体交渉は企業別組合主導で分配問題を中心として行われて
いる。ただし、法的規制により設立された労使協議会、および
九〇年代に企業側の主導によって導入された多様な労使間コミ
ュニケーション措置が、労使の相互利益の発見ないし拡大のた
めの装置として機能しうる可能性が存在する。

(4) 労使コミットメント制度を規定する外部要因

製品市場に関しては、八〇年代まで少品種大量生産の安定的
寡占市場を基盤としていた韓国企業は、八七年以後の高率の賃
上げによりその転換を迫られている。資本市場に関しては、借
入金中心の資本調達構造およびオーナー中心の所有経営構造を
持つ韓国企業は、所有者の利益を重視する企業行動を示してき
たが、九〇年代に入ると内部昇進による専門経営者の役割が増
大しつつある。労働市場に関しては、八〇年代後半以降、労働
力不足の状態に変化している。政治・法律的环境に関しては、
政府の労使関係への介入の程度はいぜんとして大きい。九〇
年代に入ると政府の統制権限が縮小し、労使の自律的決定の可
能性が高まりつつある。

第5章「結び」では、分析結果の総括的整理に基づいて、日
米韓三国の労使コミットメント制度の共通点と相違点が示され、

ついで外部要因の考察に基づいて、労使コミットメント制度の今後の展開方向が仮説的に示されている。その結論はつぎのようである。

(1) 共通点と相違点

日米の国際比較の観点から韓国の労使コミットメント制度の特徴を整理すると、韓国の労使コミットメント制度に含まれる日本的要素としては、集団中心の職務遂行方式、解雇に対する制約、企業別組合、労使協議会などがある。アメリカ的要素としては、高い離職率、短い勤続年数、企業側のフレキシビリティの低さ、分配中心の団体交渉などがある。

持続的雇用関係、労使の相互利益、労使間コミュニケーションを対象として日米韓を比較分析すると、韓国企業における労使コミットメント制度は日本よりアメリカに近い。

(2) 今後の展開方向

韓国企業においてもアメリカの企業においても、最近、日本型労使コミットメント制度への移行の試みが観察される。しかしながら、労使コミットメント制度を規定する外部要因の米韓における相違を考慮するならば、今後の展開方向は米韓において異なったものになりうる。日本型労使コミットメント制度と相互補完的關係にある外部要因が日本とかなり異なるアメリカにおいては、今後もアメリカ型労使コミットメント制度が比較的長期にわたって存続する可能性が高い。これに対して、韓国には日本型労使コミットメント制度と相互補完的關係にある外部要因が相当程度存在するため、韓国の労使コミットメント制度が日本型に近づく可能性はアメリカよりかなり高い。した

がって、韓国企業における労使コミットメント制度は、現状においてはアメリカ型に近いが、今後は日本型に近いものとなる可能性がある。

3 本論文の成果と評価

韓国の労使関係の研究は、その多くが特定の個別テーマに即したものであるが、本論文は、韓国の労使関係にどくに強い影響を及ぼしたと推測される日米両国の労使関係との国際比較において韓国の労使関係の特徴を「労使コミットメント構造」という観点から総合的に明らかにしようとして試みたものである。

本論文の貢献は基本的につぎの二点において認められうる。第一は、「労使コミットメント構造」という独自の分析枠組みを構築することによって、労使関係研究に理論面での貢献をした点である。この分析枠組みはとりわけ分析対象と分析方法の二点において独創的である。すなわち、分析対象に関しては、従来多くの研究者が対象としてきた労働者側のコミットメントだけでなく、企業側のコミットメントを対象に取り上げ、そのうえで両者の相互規定関係を明らかにし、さらに企業内労使コミットメントを規定する外部要因との関連を明らかにすることを基本的な研究課題としている。分析方法に関しては、労使の相互のコミットメントを労使の相互利益およびその発見のための労使間コミュニケーションとの関連で考察することによって、労使関係研究への新しい分析視角を提示している。

このような分析枠組みは、たんに韓国の労使関係の分析にのみ適用される特殊な性格のものではなく、他の国の労使関係の

分析にも適用可能な一般的方法論としての意義を有している。したがってまた、労使関係の国際比較のためにも有効な分析装置となりうるものである。

第二の貢献は、上述の分析枠組みを用いて韓国の労使関係の特徴を明らかにすることによって、労使関係研究に実証面での貢献をした点である。すなわち本論文は、社内資料、労働組合資料など、通常人手困難な一次文献をはじめ、学位論文などを含む資料を広範に渉猟したうえで、(1) 労使コミットメント構造という分析枠組みの下で労使の相互利益を分析対象として、労使の相互利益が持続的雇用関係と労使間コミュニケーションとどのような関連を持っているかを実証的に明らかにしている。

(2) さらに、労使コミットメント制度と相互補完関係にある外部要因を分析することによって、韓国の労使関係形成の歴史的経緯および形成された労使関係の慣性などについても説明している。(3) 労使の相互利益の均衡点を分析対象とすることによって、韓国の労使関係の今後の動向について一定の仮説(相互利益の縮小均衡から拡大均衡への移行)を提示している。また、日米との国際比較の視点から韓国の労使コミットメント構造の類型化を試みることによって、韓国の労使コミットメント構造の今後の動向について一定の仮説(アメリカ型から日本型への接近)を提示している。他国の労使関係の変遷過程との国際比較において八十七年以降の韓国労使関係の変化を見るとき、両仮説ともかなりの妥当性を有すると判断されうる。

本論文は、上述のように理論と実証の両面において労使関係研究に貢献するものであるが、問題点がないわけではない。

理論面での問題点。

著者は労使関係研究に繰り返しゲーム論、相互補完性論などの新しい視角を導入しているが、それがいまだ概念的な分析枠組みにとどまっておき、論理の緻密性などの点で理論的に十分に体系化されたものとはなっていない。持続的雇用関係、労使の相互利益、労使間コミュニケーションの相互規定関係をさらに実証的に明らかにしつつ理論面での緻密性を高める必要がある。実証面での問題点。

① 労使それぞれの利益の定量的計測が不十分である。

② 労働者の利益に関しては、賃金、企業内人間関係、仕事のキャリアなどについて客観的指標に基づく分析がなされていない。労働者の心理状態ともいえるべき主観的指標に基づく分析がない。労働者のコミットメントを総合的に考察するさいには客観的指標と主観的指標の双方からの分析が必要とされる。

以上いくつかの問題点が残されているが、その多くは労使関係研究者が今後取り組むべき一般的な研究課題としての性格が強く、本論文の決定的な欠陥とはいえない。解明すべき研究課題を明らかにしたという点では労使関係研究に対する一種の貢献としても評価されうるものである。

4 結論

審査員一同は本論文が当該分野の研究に大きく寄与したものと認め、白粥圭氏にたいし一橋大学博士(社会学)の学位を授与することが適当であると判断する。

平成八年三月一三日